

開 会(午前9時0分)

○近藤哲男委員長 おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

○議案第13号 平成30年度所沢市一般会計予算

○近藤哲男委員長 昨日に引き続き、議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算」の審査を行います。

本日は、第3款民生費の84ページの下段から審査を行います。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○小林澄子委員 87ページのねたきり老人等介護者手当なんですけれども、もう要介護4、5で寝たきりの方ということだったと思うんですけれども、1件4万円ですよ。昨年と比べては100万円ダウンしているんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事 ねたきり老人等介護者手当につきましては、28年度の実績が280人ということでした。このことを勘案いたしまして、来年度予算につきましては100万円減ということになっておりますが、325人分の手当の予算は計上するという事で予定しているものでございます。

○小林澄子委員 それで、このねたきり老人等介護者手当というのは1世帯で1件、年間4万円ということなんですけれども、ある方は50代初めの方なんですけれども両親の介護ということで、特にお母さんのほうが要介護5で寝たきりなんですけれども、父親のほうもどうも危なくなってきたということなんかもあったりしているんですけれども、そういう場合には世帯でというのではなくて、もうちょっと見直し、もっと額を上げるとかということなんかの見直しだとかはされてますでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事 これ今いただきましたように世帯ごとということですので、特にこの件についての見直しというのは考えておりません。

○小林澄子委員 この介護している方は、本当に年間自分自身の収入というのはこの4万円だけだということで、いわゆる介護離職をされた方ですよ。そういう方にとって、本当にあとは両親の年金だけで、それもどんどん崩していく、預貯金なんかも取り崩していくしかないというような中で、非常に大変な中で頑張っているんですけれども、いろいろ介護者の方たちからのそういういろんな意見なんかはございますでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事 こちらは28年から29年にかけてアンケート調査を実施いたしました。この中ではやはり8割程度の方、実際に手当を受けていらっしゃる方は、やはり負担が軽減されていると感じている方は大体8割程度の方、そういったご意見をいただいているところでございます。

○石本亮三委員 委託料の71産前産後休暇・育児休業等代替人材派遣委託料669万1,000円ですけれども、これは保健師さんを外部に委託するという事業でよかったですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　はい、高齢者支援課に所属しております保健師の代替ということでございます。

○石本亮三委員　去年は予算がなくて、今回これで予算が出てきているということなんですが、結果的に見るとコストは上がったんですかね、下がったんですかね。上がった、下がった、どれぐらい、アバウトでいいんですけれども、それはわからないんですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　いわゆる正規職員とのということでございますか。実際にそこまでの試算というところまではしてないんですが、仮に臨時職員をもし雇った場合、条例上では時給単価が1,610円ということになっております、保健師の場合は。こちらを委託するということになりますと、実際には派遣料金として単価3,200円プラス交通費ということになりますので、やはり倍ぐらいということになるろうかと思えます。

○植竹成年委員　人材派遣でこの職員をこうして確保するということなんですけれども、この市内においてもこういう人材派遣を利用して職員スタッフを確保するという事例ってあるんですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　まず、保健センターで事例が1つ市としてございます。

それから、他市ということでは、保健師の派遣というのをちょっと調べましたところ、練馬区、墨田区、品川区、中央区、あと江戸川区、それからあと公立病院等では、やはり川口市ですとかさいたま市、そういった病院では看護師の派遣ということでこういった例があるようでございます。

○植竹成年委員　臨時職員というよりも人材派遣を使うということについては、これ、それなりの保健師の確保というのが非常に困難な状況ということも背景にあるんですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　そのとおりでございます。

○亀山恭子委員　13委託料の56後期高齢者健康診査委託料なんですけれども、今回29年度に比べて30年度は866万2,000円の増額ということなんですけれども、28年度は受診者見込み数として1万4,460人で受診率39.3ということだったんですけれども、この実績数と、それから29年度、ここは受診見込み数を1万4,000人にして、そして受診率が35.1%だったようなんですが、30年度は何人分を見込んでいて、その受診率の見込みというのも教えていただけますか。

○小川国民健康保険課主幹　平成30年度の後期高齢者の健康診査委託料の見積もりでございますが、見込み数としますと1万4,500人でございまして、受診率としますと35%ということで見込んでおります。

○亀山恭子委員　ということは、29年度の実際受診された率をちょっと教えていただけますか。

○小川国民健康保険課主幹　29年度の受診率でございますけれども、まだ年度末まで至って

ない状況ではございますが、2月末現在で1万1,178人という受診者でございます。残るところを年度末まで見込みますと、約1万3,000人弱になるだろうということで見込んでおまして、そうしますと受診率としますと33から34%の範囲内になるだろうというふうに見込んでおります。

○末吉美帆子委員 負担金補助及び交付金の73番公益社団法人所沢市シルバー人材センター補助金なんですけれども、1,500万円の補助金を出す根拠といいますか、なぜこの補助金を出しているのかということ、ちょっと今さらですが教えていただきたいことと、この補助金の使い道の内容ですね、その点については例えば把握をされているんですか、それともその必要はないんですか、教えてください。

○瀬能高齢者支援担当参事 こちらは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というものがございまして、その中で補助金、これは国と市ということになりますが、補助金を交付するというので、それに基づいて交付するというのでございます。

また、使い道等につきましては、当然のことながらいわゆる実績ですとか、そういったものの報告はいただいているところでございます。

○末吉美帆子委員 額については、規定があるのですか。

○瀬能高齢者支援担当参事 特に規定というものはございません。それぞれの市で算定をしておりますので、やはり差は生じているようでございます。

○末吉美帆子委員 そうしますと、この1,500万という金額の根拠ですね、そこを教えてくださいということだったんですけど。

○瀬能高齢者支援担当参事 細かい全部積み上げということには実はなっておりませんで、平成23年度からもう既にこの1,500万円と同額ということでこちらは交付をしているということで、他市ですとやはりもっと交付しているところも多いんですが、実際シルバー人材センターからの要望等もございしますが、これはこの額でずっと推移しているというのが現状でございます。

○末吉美帆子委員 実績をご報告いただいているということでしたけれども、基本的にはシルバー人材センターも事業されているということですよ。ですから、そちらの中でやっている会計というものもあるわけですよ。この1,500万の中で全てやっているわけではないですよ。その実績というのは、基本的には例えばどんなものですか。

○瀬能高齢者支援担当参事 やはり実績の中で占めるものにつきましては、シルバー人材センターの職員のいわゆる人件費等がやはり大きい部分があるかと思います。職員、実際に23人おりますので、そういった職員の人件費、それから、やはり会員の就業に関することのいわゆる運営の事務等、そういったところが入っているということでございます。

○桑島健也委員 42の敬老行事交付金2,800万なんですけど、これって今条件としては何歳以

上なのかということと、それから行事への参加率ですね、それから例えば川越市の実施状況、この3つをお聞きしたいと思います。

○瀬能高齢者支援担当参事　こちらは75歳以上の方を対象としているところでございます。

それから、実際の開催の状況でございます。こちらはいわゆる市内全体の参加率ということになりますと、代理の方も含めまして29年度につきましては17.5%の方が参加をしているということでございます。

それから、他市の状況ということでございますが、例えば川越市ということでは、川越市は敬老会行事についての支援というのには行っていないということでございます。そのかわりというわけではないんですが、長寿祝い金という形で支出をしているということでございます。

○桑島健也委員　私はこれやめたほうがいいと思っているんですね。以前にも1回やめかけて失敗しているんですよ、これ、13年ぐらい前かな。それで、川越市の長寿祝い金というのも、多分敬老行事をなくしてえらい文句が出て大変だということで、後からたしか祝い金制度をつくったように記憶しているんですけども、とにかくこれやめる検討したほうがいいんじゃないですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　やはりかなり要望もいただいているということもございます。また、敬老会の運営につきましては敬老会行事検討委員会という実行委員会の中でお決めをいただいて実施をしているところでございますので、そちらの意向に沿ってということでの実施ということで、今後も続けていきたいというふうには考えております。

○桑島健也委員　いや、だって10何%しか出てないわけですよ、代理も含めて。それで、これどういう意義があるんですか、この敬老行事ですね、全くわからないんですよ。もちろん私も敬老の心は大事にしているし、親も大事にしていますけれども、集まって行事をするということについて、これはそもそも昔、高齢者が少ないときに敬老を寿ぐことから始まっているんですけども、こういう時代になって、市がそれだけのお金を出してこの敬老行事をやるという、その積極的な意味というのは何なんですかね。例えば介護予防の観点からどうだとか、ちょっとその辺をもう一回はっきり、要望があるからやるんだったら、みんなやればいいわけで財政は破綻します、どうでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　やはり長年にわたりまして社会に貢献してきた高齢者を敬愛するという点もでございます。そういった意味で実施をしているところでございますが、今ご指摘いただきましたとおり、やはり高齢者の方ふえているということもでございます。その中で、やはり開催の形態というものにつきましては当然見直し、変更等はかけていかなければならないというふうに考えておりますので、先ほど申しました敬老会行事検討委員会の中でも、そのあたりも含めてご検討いただければというふうに考えております。

○松本明信委員　今と関連してなんですけれども、今出席率が17.何がしだったんですが、出席してイベントやるということだけに終わってないというふうに思うんですが、総体の予算の中で、出席した人だけに対する支出、それ以外に出席しなくてもこの恩恵を受けているという、そういう場面もあると思うんですが、その辺お願いします。

○瀬能高齢者支援担当参事　75歳、それから88歳、それから100歳の方には祝いの品、お茶ですとかそういったものでございますけれども、そういったものをお渡しをしているということでございます。

○末吉美帆子委員　今のご説明の中で実行委員会の中で決めているという話で、各行政区のそれぞれの地域に合わせた具体的な取り組みをしているというのは承知しているんですが、あるところでは今後何歳以上の方はお呼びしませんと、何歳から何歳の間の方だけ来てくださいみたいなのがあって、やはりそれは会場のキャパシティとかいろいろ運営側の都合もあるかというふうに思うんですけれども、ある年齢以上もうお呼びしませんということになってしまうと、もう死ぬまで行かれないという話になってしまいますよねという話をちょっとして、それについては来年以降変えようというお話して方針を変えてくださったようなんですけれども、そういったことが起こり得るわけですよね。それぞれの地元で一生懸命時間がない中で実行委員の方が組んでくださっているということ言えば、地域に合わせた取り組みができるが反面いろんな格差が出てしまうということがあって、これ全体の中でやっぱりあり方について見直すとか整理をしたほうがいいのではないかなというふうに感じるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　当然先ほど申しました実行委員会の中でと、繰り返しになってしまいますけれども、全体的な当然見直しということも含めて、それぞれ地区でいろんなことをやられておりますし、今委員さんおっしゃられたような意見も私ども伺っております。そういう中で、やはり全体的な見直しというのは当然必要であろうというふうには考えております。

○松本明信委員　敬老の年齢を幾つにするかという問題だと思うんですけれども、今の参加率を上げるには、70歳からにすればかなり上がるんですね。65歳からにすればもっと上がると。敬老というのは元気に長生きをしてもらいたいということと、そういうイベントを通じてさらに地域に貢献してもらいたい年寄りと、いろんな面でご高齢の人が子供の見守りとか何かで貢献しているんで、そういう意味では張り合いがなくなっちゃうんで、もし検討するとすれば、一旦70ぐらいまで下げるとかというのも一つのアイデアかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　やはり先ほど申しましたとおり、高齢者人口が非常にふえている状況でございます。そういう中でやはりどうしても財源の限りというのもございますので、

やはり年齢はある程度上げてきた経緯がございますので、やはりこれを下げるといのはなかなか難しいのではないかとこのふうには考えております。

○末吉美帆子委員　今の17.5%の参加率ということで言えば、正直に言うとこれ100%になると今運営している会場に入り切れないという問題が絶対あって、運営側はいつもそれで心配している部分もあるかと思うんですね。一番問題は、会場に足を運べるある程度体力があつてご健康な方はともあれ、そうではなくて足が悪かったり行かれないのよという方はいらっしゃる、お誘いに行っても会場に来られない方ってかなりいらっしゃるんですよ。その方に対して、先ほどのお話しで言えば、節目は何かしら考えているが、基本的には会場に来られなかった方については、その当日は恩恵はないというのが今の現状だと思うんですね。そこも含めて全体的に見直しをしていただけたらいいのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　ご指摘の点等も含めてご意見等もいただいているところでございます。当然ながら全体的に、総括的にと申しましょうか、そういう形での検討は進めていかなければいけないというふうには考えております。

○城下師子委員　それぞれの地域の実行委員会によっては、会場のスペースの関係もあつて午前の部、午後の部というふうに分けている地域もありますよね。あと、やはり会場までに来られない方に対しては、当日の例えばちょっとしたお祝いのもので実行委員の方がそれぞれの自宅に届けたりということもあると思うので、一律に会場に来られないから何も恩恵を受けられてないということではないと思うんですが、いずれにしてもやっぱりそこで実行委員会としていろいろ現状を、やっぱり現場を見ている方たちがいらっしゃるの、そういった方たちの意見をまず尊重していくことが次の段階につながると思うんですけども、その辺のところ意見を聞く場というのはきちんとあるわけですよ、全体ですよ。その辺はどうなんですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　先ほど申しました敬老会行事検討委員会につきましては、年2回ないし3回は全体で集まっていたいて、ご意見をいただきながら決めているところでございます。

○桑島健也委員　敬老行事は分母がふえるから、どんどん1人当たりの費用が安くなっていく。そうすると、行っても食事もぱっとしない、お土産も何だとなつて、ますますこれどんどんさらに何だとなつていくわけじゃないですか。だから、どうせやるならもうふやすしかないし、このままずっと同じ予算で、これ前年度と一緒にすよね、どんどん1人当たりにかかる費用が減っていくわけですよ。だから、やっぱりこれは私はやめたほうがいいとはもちろん思っているんだけど、実際に検討委員会というけれども、どういう年齢構成なんですか。現実に私の知っている例では、もうこの敬老行事そのものが老老介護なんですよ。祝

う人も祝われる人も同じ年代の人がやっていて、普通は敬老というんだから若い人が実行委員会入って敬老行事やるんだけど、実際は自分たちで自分たちを祝っているみたいな感じになっているわけでしょう。実際、敬老行事委員会って65歳以下の人は何人いるんですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　こちらは、各自治連合会の会長さん、それから民生委員・児童委員連合会の会長さん、副会長さん、それから長生クラブ連合会の副会長さん、それから社会福祉協議会の職員と、それからまちづくりセンター長が2名ということで、全部で19名でございますが、そのうち4名は65歳以下の方が委員として入っていただいております。

○桑島健也委員　とにかくそのメンバーで集まって、やめようという議論にはならないわけだから、これは検討委員会ではなくて、こちらじゃなくて多分行革の関係でやっていく議論だと思う。ここでやめますけれども、やっぱり今のままだとじり貧ですよ。だって、1人当たりの費用減っていくんだから。だから、ふやすという人も構わないんですけども、財源のことを言ってから言ってくださいねということですけども。ちょっともうちょっとその辺は敬老行事検討委員会だけじゃなくて、別の部門で見直していくという意向はないですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　やはり検討委員会ももちろんそうですが、市としての意向といたしましても、当然見直しということは必要であろうというふうには考えております。

○城下師子委員　19負担金補助及び交付金のコード71介護保険低所得者助成金なんですが、前年と比較して約150万減額になっているんですけども、この理由についてお示しいただきたいと思います。

○井上介護保険課長　前年と当初予算で比べますと150万円減ですけども、この間の先議で補正で300万円減になっておりますので、29年度は4,400万ということになっております。この予算額に関しましては、実績に基づいて計上したものでございます。

○城下師子委員　高齢者はふえているんですけども、実績でということは、これはあれですよ、低所得者助成制度というのは低所得者の対象者が減っているということなんですか。周知がされていないんじゃないですかね。ちょっとその辺確認したいんですけど。

○井上介護保険課長　周知につきましては、市のホームページ、それからパンフレット、それからサービス事業者連絡協議会を通じてケアマネジャーに周知するとともに、市の広報についても2月号に毎年掲載をしています。

これまでこの伸びない理由としましては、平成27年度の報酬改定、マイナス改定ですけども、マイナス2.27%下げられた結果で1人当たりの保険給付費が減少傾向になったのが影響したと。それから、介護予防事業の参加等で重度化が抑えられている、こういったことがあると考えておりましたが、それに加えて、最近この申請をするのにケアマネジャーがやっていただくケースも多いんですけども、個人情報の取り扱いが厳格となってきていて、所得等個人情報ということでケアマネが代行しにくくなっているといったことも要因

の一つかなというふうに考えております。

○城下師子委員　せっかくある制度が生かされないで結果としてどんどん金額が下がって、必要としている人が大変な思いをするというところでは、この申請のあり方ですね、個人情報の取り扱いが厳格だとおっしゃっていますけれども、そこをどういうふうにつなげていくかというのが、私は市役所の知恵の出どころだと思うんですね。その辺の部分では、しっかりとやっぱりつなげるような努力というのはどういうふうに見られているんですか。

○井上介護保険課長　申請書の様式等なるべく簡単に書けるように、そういった見直し、そういったものをしてきたわけですが、やっぱり所得に関してはやっぱり入れていただかなくちゃいけない情報の一つですので、その辺を今後どういうふうにしていくかというのは、さらにこれからまた検討を重ねていきたいと思っております。

○桑島健也委員　71長生クラブ連合会の補助金が77万で、72単位長生クラブ補助金が304万ですね。ところがこれ、単位長生クラブから長生クラブにまた、言い方悪いですが、割り当てみたいな形で上納金が行っていますよね。それで長生クラブは回っています。まず、この事実を確認しているかどうかですね。

○瀬能高齢者支援担当参事　各地区の連合会、いわゆる各地域の連合会ということになりますと、補助金の支出は特に当然しておりませんので、その活動内容、収支決算などは細かく把握はしていません。

○桑島健也委員　だから、把握してないということだけれども、そもそも長生クラブ連合会というのが一番上にありますよね。それで、その中間の地域の長生クラブ連合会があるわけでしょう。それで、単位長生クラブというのがあるわけでしょう。市としては、この地域の長生クラブというのは、じゃどういう扱いなんですか、勝手にやっているという扱いなんですか。でも、確実に単位長生クラブからその地域の長生クラブに分担金みたいのが行っているわけですね。それ、真ん中の組織というのは、市としてはどういう扱いなんですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　こちらは国・県の補助ということで実施をしております。いわゆる連合会、それから単位クラブにつきましては、それぞれの補助金メニューに基づいて補助金を支出しているところがございますが、いわゆる地区連合会というものにつきましては、先ほども言いました市の補助金の対象にはなっておりません。もちろん各地区で連合会あることは当然承知しておりますが、そこにつきましては、位置づけといたしましてはその補助金の対象ではないというようなことがございます。

○桑島健也委員　じゃ、その地区の長生クラブ連合会から、長生クラブの単位長生クラブから、この連合会に対してまた分担金というのは発生しているんですか。これは把握されていますか。

- 瀬能高齢者支援担当参事 詳細につきましては把握してございません。
- 桑嶋健也委員 だって、長生クラブの連合会の補助金出すときに帳簿見ているから、わかるんじゃないですか。それ、どうなっていますか。これ直接、単位長生クラブから分担金もらっているのか、それともその地区の長生クラブからもらっているのか、どちらですか。全然分担金なしで、長生クラブ連合会やっていますか。
- 瀬能高齢者支援担当参事 当然ながら、先ほど申しました詳細につきましてはちょっと今把握はしておりませんが、分担金というものは恐らくあるのではないかというふうに考えております。
- 桑嶋健也委員 だから、私が言いたいのは、もし分担金を徴するのであれば、単位長生クラブ連合会の補助金を上げてその分を見るか、それか、単位長生クラブの補助金からずっと分担金の分を減らすか、はっきりさせたほうがいいですよ。それで何だか分担金ですみたいなルールで、実際単位長生クラブのお金が何となく上に上にと上げなければいけないみたいな形になっているわけでしょう。ですから、上げたくないところは上げたくない、上げたいところは上げたいというふうにするのか、ちょっとその辺がね。しかも、中間には、言っちゃ悪いけれども全く互助組織的なものが介在していて、それでやっているということじゃないですか。だから、その辺はもうちょっとちゃんと整理して出し方をしないと、単位長生クラブに出したものが、また分担金でどこかにやるという仕組みは健全ではないと思いますよ、財政的には、それは。ですから、それはちゃんと、まず位置づけるなら地区の長生クラブも位置づけてほしいし、もっと言えば、単位長生クラブそのものを地区単位に再編をして、そこに出すという方法もあると思うんですよ。その中で単位長生クラブがむしろ自主的な活動みたいにしなないと、非常にお金の動きが不明瞭になっちゃうんですよ、そういうことやると。途中でだって全く法人格のない団体がどんと立ちあらわれて、そこへの分担金がなぜか徴収されるということになって、あげくの果てには地域において随分と幅をきかせて、脱法行為をするような事例も私は知っていますけれども、不健全なんですよ、これは。ちょっとそれは整理したほうがいいんじゃないですか、今後。
- 瀬能高齢者支援担当参事 ご指摘のとおり、そのあたりにつきましては整理して、もう少し明確化していきたいというふうには考えております。
- 松本明信委員 ちょっとさっきのシルバー人材センター補助金に戻って恐縮なんですけれども、これ所沢市より多い補助金を出している市があるように聞いたんですけれども、この市で、幾らぐらいなのか、教えていただけますか。
- 瀬能高齢者支援担当参事 こちら実際の補助金が多いところといいますと、県内では当然会員数によって当然比較がございます。私どもで把握しておりますのは、川口市が3,247万円、それから川越市、こちらが2,910万円等でございます。

- 荻野泰男委員 75公衆浴場利用料金補助金なんですけれども、こちら今市内の銭湯は1カ所になっているかと思うんですが、この補助金の対象者の人数と居住地についてお聞かせください。
- 瀬能高齢者支援担当参事 こちら28年度の実績では、配付枚数は23人ということでございます。その方は割と市内、それこそ三ヶ島あたりからも来ているような状況でございまして、市内の全域から利用されている方がいらっしゃるようでございます。
- 荻野泰男委員 そうすると、かなり遠くから銭湯に行かれています方も多いうんですけれども、例えば各地域、老人憩の家などにもお風呂などもありますので、その辺の利用との関係とかがどうなっているのでしょうか。
- 瀬能高齢者支援担当参事 当然ながら、老人福祉センター、老人憩の家のお風呂のご利用ということもございます。そういう中でやはり国の公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律ということで、いわゆる公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないということがございますので、そういう中でこちらにつきましては補助金ということ、無料入浴券でございますけれども、この交付を実施しているというところでございます。
- 荻野泰男委員 そうすると、当面はこのまま見直す考えはないということでしょうか。
- 瀬能高齢者支援担当参事 今のところはこちらの銭湯1カ所でございますが、存続している限りは続けたいというふうには考えておりますが、やはり当然ながら細かい部分の見直し、交付要件ですとか、そういったもの見直しは必要ではないかというふうには考えております。
- 石本亮三委員 今106万9,000円の補助金、23人ですか、交付している。これ1人当たり計算すると4万5,000円強なんですよね。今、難病見舞金とかいろいろ切っていつている中で、1人当たり4万5,000円平均にやる補助金というのは、私はちょっと最近知らないんですけれども。要するに税の公平性の視点から見て、この金額は妥当だと、どういうふうな根拠で妥当だご判断されているんですか。
- 瀬能高齢者支援担当参事 1人当たりの金額の妥当性ということになりますと、これが妥当かどうかということとはなかなか難しいものがございます。先ほど申しましたように、こちらにつきましても制度的なものはやはり見直しをしていく必要があるのではないかとこのふうには考えております。
- 桑嶋健也委員 私は、1回、こういうことやるときに悉皆調査してほしいんですよね。所得が低くて、それで家に風呂がなくて、しかも介護保険の通所になるとお風呂入れるんですけども、制度の谷間で、所沢も結構いるんですよ。それで、何とか荘とかかんとか荘でわざわざお風呂入っている人がいて。実態多分つかんでないでしょう。どれぐらいの人が風呂が

なくて、どれぐらいのものがいるかというのは、どうですか、つかんでいますか。

○瀬能高齢者支援担当参事 担当職員が実際に出向きまして、お風呂がない状況ですとかそういうものの確認をした上で交付をしているところでございます。

○桑嶋健也委員 それ、質問趣旨取り違っているの。それは、ここに行く人の話であって、悉皆調査ですから、市内全域にちらばって、内風呂がなくて、それで介護保険にも入ってなくて、それで老人憩の家とかの風呂に入っている人って結構いるんですよ。結構いるって、僕の知り合いも1人いるんですよ。そういうのって把握されているのかなということですよ。ここに来ている人だけじゃなくてね。

○瀬能高齢者支援担当参事 そういった全体的な状況ということにつきましては、申し訳ございません、把握はしてございません。

○桑嶋健也委員 それで、やっぱりちゃんと把握しないと。私もそれすごいびっくりしたんだけれども、内風呂がなくて、それでわざわざとみおか荘にところバスで通っているというわけよ。だから、こんな大変な人いるんだなと思っていて。今言ったように公衆浴場の確保ということなんだから、やっぱり本来的に言えば、市は市営の福祉センターに併設じゃなくて、やっぱりそういう人たちいるわけだから。それで前には、あそこのデイの風呂を貸すことができないかと、夜だけとって、けんもほろろに断られたんだけれども、そういう方策をとるか、場合によってはところバスの結節点みたいなところに市は風呂をつくってもいいと思っているんですけれども、やっぱり悉皆調査をすることと、やっぱりちゃんと入浴を確保するために、やっぱり数を把握しなければだめだと思うんですよ。それで、今みたいに、石本議員の言うとおりに、近所の人だけ把握してもしようがないわけであって、ちょっとそういうのは敬老会のお金でも使って、しっかり本当に困っている人がちゃんと暮らせるようなお金に有効に使ってほしいんですけれども、いかがですか。

○瀬能高齢者支援担当参事 やはり実体的なものということの把握というのは当然必要なかなというふうに考えております。検討してまいりたいと思います。

○末吉美帆子委員 先ほどご答弁の中で公衆浴場の云々という話、法律云々というお話しありましたけれども、それどういう法律の、どういうところに基づいているんですか。ちょっと教えてください。

○瀬能高齢者支援担当参事 こちら、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律ということでございます。この中で第3条、国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないという条文でございます。

○末吉美帆子委員 ありがとうございます。そうしますと、どちらかというと銭湯さんを守っていかうという趣旨のほうに近いんですか。そこは今の話で言えば、福祉的な健康を守る

という視点ではなくてということですか、確認させてください。

○瀬能高齢者支援担当参事 当然公衆浴場の経営の安定ということも含めて、それがやはり公衆浴場の利用、住民の方の機会につながるというようなことで理解をしております。

○松本明信委員 先ほどお風呂の件で、あれ、6月の民生委員の老人調査の生活状況という中に入ってなかったんでしたっけ。

○瀬能高齢者支援担当参事 要援護高齢者調査のことかと思いますが、そういった項目までは調査ということになっておりません。

○城下師子委員 今の関連なんですけれども、民生委員さんにそういう仕事をやってもらうかどうかというのはまた議論があると思うんですね、仕事がふえるんですが。ただ、やっぱり今高齢者も年金が大変ということで、すごく所得の少ない高齢者の方もいらっしゃるんですよ。ですから、さっき桑島さんもおっしゃったように、やっぱり実態をしっかりとつかむということが大事ですし、それを踏まえて、今やっぱり23人の方しか支給されてないということでは、福祉目的の視点でも対象者を探せば、必ずこれはもうつながってくると思うので、ぜひそういった調査を30年度は検討していかれるという理解でよろしいですか、今のご答弁ですと。

○瀬能高齢者支援担当参事 当然ながら例えば調査ということの予算等、30年度につきましては実際に計上しておりません。ですので、今後どのような形でそれができるかということも考えていきたいというふうに考えております。

○桑島健也委員 やっぱりね、お湯はあるんですよ、東部クリーンセンターにたっぷり。それで市長は無責任に民間にやらせるとか言っているけれども、あそこに福祉からお風呂つくれと。お湯はたっぷりあるんですよ。立派じゃなくていいからね。ちゃんとつくっていくというふうにして、そこにちゃんとところバスが通るとなれば、お湯はあるんですよ。やっぱりちょっと福祉からもそういう観点からやっぱりやっていかないと、高齢になると内風呂もひとり暮らしになるとわざわざ沸かしてというのも大変だし。だから、制度の谷間なんですよ。つまり健康長寿なんて言うておいて、いいですか、まさに健康長寿のためにひとり暮らしで介護にならない人が、しっかりと入浴ができるような状況というのを整えていくということがね、それを民間に任せればいい、やればいいなんて言うんじゃないで、お湯はあるんですよ、福祉としてもちゃんと検討してほしいんですけれども、いかがですかね。

○植村福祉部長 今後の検討の参考にさせていただきます。

○桑島健也委員 いつもながらに、31国民年金専門員報酬についてお伺いしますが、これのそもそもの制度、まず説明していただけますか。

○浅野市民課長 専門員のそもそものというのは、現在の今、免除専門員というふうには言っておりますが、国民年金の免除の事務を行う専門員ということでございます。

- 桑島健也委員　　これ、いつごろからこの制度というのはあるんですかね。
- 浅野市民課長　　この制度ができましたのは、平成11年に西部地区で広域でつくっておりました隔離病舎が廃止になりまして、そのときの広域組合で雇用していた職員を各市で雇用することになりました。そのときに、所沢市は年金の専門員として雇用したものでございます。
- 桑島健也委員　　それで、その2名の方がもうこれで退職年齢を迎えるということでいいんですよね。
- 浅野市民課長　　雇用したのは1名の方でございまして、その方が今年退職することに伴いまして、新たに障害年金の専門員も含めた2名を新たに雇用したいということでございます。
- 荻野泰男委員　　新たに2名を採用ということなんですけれども、その方というのはもともとそういったある程度の知識がある方なのか、そうではなくて採用してから研修等されるのか、その辺についてお聞かせください。
- 浅野市民課長　　年金のある程度の知識を持っている方を採用したいと思っております。臨時職員についてはどなたでも、庶務的な入力作業をしていただくんですが、障害年金と免除専門についての知識を持っている方を採用したいというふうに考えております。
- 桑島健也委員　　54の電気治療機等点検委託料ということで、これは各老人福祉センターに電気治療機入っていますよね。これ何台総計で入っていますか。
- 瀬能高齢者支援担当参事　　全部で35台入っております。
- 桑島健也委員　　これはリースでしたっけ、それとも買い取りでしたでしょうか。買い取りだと、1台の価格をお願いします。
- 瀬能高齢者支援担当参事　　こちら買い取りでございます。単価は、申し訳ございません、調べまして後ほど答弁させていただきます。
- 桑島健也委員　　これって医学的なエビデンスあるんですか、治療器と称していますけれども。もちろん医事法に伴う適格証明はもらっているけれども、実際に医学的に治癒が改善するみたいな医学的なエビデンスというのが証明されている機器なんですかね。
- 瀬能高齢者支援担当参事　　医学的なエビデンスということになります、当然効能ということであたい文句と言いましょか、ございますが、医学的なということになりますと、それにつきましてはちょっと把握はしてございません。
- 桑島健也委員　　そういうものを置いていいんですかね、すごく高額ですよ。5,000円、1万円のものならいいけれども、私の記憶だとこれ何十万単位のものですよね。やっぱり公共施設として医学的なエビデンスもないものを、お年寄りが喜ぶからと配置していいんですか。医学的なエビデンスがないのに、どういう根拠で置くんですかね、これ。
- 瀬能高齢者支援担当参事　　やはりこちらにつきましては、実際に全国的にいろいろな施設でこちらのほうを設置されているというふうに聞いております。そういった実績等から、や

はりこういったものを設置しているというところございます。

○桑嶋健也委員　これコイン式にならないんですかね、利用者がコイン入れて。そういう導入事例、ほかの自治体でないですか、コイン式、100円とか200円とか入れて。

○瀬能高齢者支援担当参事　他市でコイン式でやっているかどうかということは、申し訳ございません、把握してございません。

○石本亮三委員　53所沢市立老人憩の家管理委託料で聞きたいんですけども、これは地域新電力になったら、当然それに切りかえていってもらおうというアプローチをするということではよろしいのでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　そういった方針のもとで、こちらのほうではまだそういったお話し聞いておりません。当然この後そういった方針が示されれば、それに基づいてということになるかと思えます。

○石本亮三委員　市長がずっともう当選されて6年以上たって、ずっと言ってきているんですが、ちなみに今委託先のところは電気というのはあれですか、原発以外のところとか、そういう電気会社に切りかえているんですか、その状況は把握されていますか。

○瀬能高齢者支援担当参事　老人憩の家につきましては、ほとんどのところは東京電力でございますが、こてさし荘につきましては、あちらはF-Power、あちらのところということになっております。

○大石健一委員　ですから、こてさし荘は東京電力に比べて何%安くなっているかというのは把握されておりますか。

○瀬能高齢者支援担当参事　こちらにつきましては、他の施設で年間の使用量が同じような施設と比べますと、1キロワット当たりが大体9円程度は安くなっているようでございます。

○大石健一委員　何%ぐらいというの、もとが25円とか、それが10何円になっているとか、わかるといいんですけど。

○瀬能高齢者支援担当参事　単価で言いますと、みかじま荘が29円、こてさし荘が大体20円ということで、単価で申し上げますと、キロワット当たりの単価で申しますと、先ほど申しました9円程度になるかなと思えます。

○小林澄子委員　関連とは違うんですが、老人憩の家費ですね。うしぬま荘だとかなんかも施設改修工事費が出ていますけれども、さくら荘なんですけれども、利用者の方から寒いということで言われて、行かなくなった、この冬ね、ということなんか言われているんですけども、エアコンがきいてないんだらうということで、そのとき温度設定についてなんかもいろいろこれ以上できないとか何か言われたけれども、問い合わせしたら最高の温度に設定はしているんですけども、きいてないということなんか言われたというんですね。担当の方から言うと、建物も老朽化しているし、玄関、廊下はきいてないということなので、そう

いうふうに寒いんだろうということなんですけれども。このさくら荘をはじめ、そういう空調設備だとか建物そのものの改修だとかということなんかは予定されているのでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　大規模修繕計画の中で当然位置づけはされております。しかしながら、やはりさくら荘につきましては、どうしても昭和50年からの建物ということでございます。ほかの施設につきましてもすぐというわけにはまいりませんので、やはり利用者の方からのそういった要望につきましては、その都度職員が対応しているというような状況でございます。

○小林澄子委員　指定管理になっているんですよね、さくら荘、とめの里、やなせ荘とか、峰寿荘とかね。そういう場合には、ちゃんとこの問題なんかについては上がってたでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　当然こちら指定管理ということもございます。年に4回のモニタリングも実施しております。あとは、必要に応じて当然そういった意見が上がってきます。そういうもので状況については把握はしているところでございます。

○小林澄子委員　状況については把握されているということなんですけれども、じゃ、このさくら荘についても知っていらしたということでもよろしいですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　当然ながら、その場で職員が対応して、いわゆる解決を見たというような判断がありましたら、全て全部こちらに上がってきているということではございませんが、やはり先ほど申しましたように、職員がやはりその場で対応できるものは当然対応するという事になるかと思えます。

○小林澄子委員　担当の方が、老朽化しているしということと玄関だとか廊下なんかもきいてないということなど言われているわけですよね。私のほうで直接聞いてみたんですけれどもね。その方からちゃんと高齢者支援課のほうに上がっているのかどうかということなんですけれども。

○瀬能高齢者支援担当参事　先ほど申しましたように、それはもちろんお話しは当然私のほうは議員さんのほうからお話しをお伺いしましたが、施設の職員から、先ほど申しましたとおり、一つひとつそういった状況でこういったことがあるということは、問題がある程度、例えば温度設定を上げるとか、先ほど申しましたようにそういったことで対応ができていれば、それを一つひとつ把握ということまではしておりません。

○小林澄子委員　それと、老人憩の家なんですけれども、この間、担当者の方の峰寿荘についての対応が本当にいろいろ不満が出ていたんですけれども、こういう指定管理にしているとかというところでは研修などなんかはされていらっしゃるのでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　当然ながら、私どもは管理公社、シルバー人材センターのほうに委託をしております。その中で必要に応じて、当然ながら研修はしているというふうに聞

いております。

○**城下師子委員** 工事請負費の02なのですが、施設改修工事、資料で92ページですね。老人福祉センターうしぬま荘の屋根を改修するというので、大変うしぬま荘、利用者も多くて非常にコミュニティの場になっているということでいろいろお話しも寄せられているんですが、今回のこの工事の改修期間は通常のとおり利用できるのかどうなのか、それが1つと、あと利用者にはどのような形でその工事の部分についての周知というんですかね、情報提供をどのようにされるのか、2点お願いいたします。

○**瀬能高齢者支援担当参事** 工期につきましては、今のところの予定でございますが、ことしの11月から来年の1月にかけての3カ月ということで予定をしておりますが、屋根の修繕ということでございますので、その間の利用に支障はないものと考えております。

また、当然ながら工事に入るということですので、事前に利用者の方には、こちらのうしぬま荘の職員から周知をするということで予定をしたいというふうに考えております。

○**石本亮三委員** 屋根を改修する際には、太陽光パネルはつけるんですか。

○**瀬能高齢者支援担当参事** 特にその予定はございません。

○**末吉美帆子委員** 先ほどこの老人憩の家に関しては、こてさし荘のみがF-Powerというお話しありましたけれども、こういった電力会社を選ぶとか、市の方針をご理解をいただきながらということについては、これどこが決めるんですか。指定管理者、それとも各館の方が決めているんですか。

○**瀬能高齢者支援担当参事** こちらにつきましては、5年間の委託ということで管理公社のほうで決めるといいますか導入をということなんですけど、当然今度指定管理の更新がございます。そういう中で、やはり市としては方針を示していかなければならないというふうには考えております。

○**小林澄子委員** 先ほどちょっと聞き忘れたんですけども、老人憩の家の関係なんですけど、かつてちょっと便座が冷たいということで暖房便座にしてほしいというのが出たんですけども、それは全部なっているんでしょうか、あったか便座に。

○**瀬能高齢者支援担当参事** 当然それは要望いただいておりますので、そちらの交換につきましては今進めているところでございます。

○**桑島健也委員** 関連して聞きたいんですけども、01土地借料403万円と、それから一番下から3番目の01老人憩の家土地借料448万ですけども、これは当然地主さんには買い取り交渉されていますかね。

○**瀬能高齢者支援担当参事** その更新の都度、買い取りにつきましては交渉をしておりますが、なかなかそういったことでのお返事はいただけないという状況でございます。

申し訳ございません、先ほど桑島議員から、いわゆる電気治療器の単価ということでござ

いました。1台当たり65万4,000円ということで導入をしております。

○大石健一委員 亀鶴園は、東京電力以外と契約されておりますか。

○瀬能高齢者支援担当参事 こちらは東京電力でございます。

○近藤哲男委員長 ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時2分）

再 開（午前10時10分）

○近藤哲男委員長 再開いたします。

引き続き、第3款民生費について審査を行います。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○城下師子委員 13委託料のコード51福祉総合システム改修委託料。ちょっと聞きたいんですけども、質疑でも議場でありましたけれども、これはさまざまな子育て支援に関するサービスを受ける場合に、これをやらなくても従来どおりでも申請は受理するという理解でよろしいですね、その確認をしたいと思います。

○浅見子ども支援課長 おっしゃるとおりでございます、マイナポータルをご利用なさなくても申請に不都合といたしますか、そういうものはございません。

○桑島健也委員 これね、マイナポータルって欠陥システムだと思うんですけど。なぜかという、これマイナンバーの番号を入力して見ることになるんですかね。

○浅見子ども支援課長 マイナンバーカードとカードの読み取り機というのが必要になります。それをもってご利用いただくという形になります。

○桑島健也委員 そうですよ、これ結局、誰も使いませんよ、これ。なぜかという、今若い人はみんなスマホでしょう。一々パソコンの前に座って、あるいはつなげてカードリーダーでやるという文化はありませんよ。これ、やめたほうがいいんじゃないですかね、マイナポータル、多分普及しませんよ、これ。その辺について、例えば逆に言うと、スマホでマイナポータルに連動できるような何らかの機器って今開発されていますか。

○浅見子ども支援課長 おっしゃるとおり、まだマイナンバーカードそのものもなかなか普及しないところでございますし、おっしゃるようにカードリーダー、これも3,000円とかそのぐらいのお金を出して買うようだというのもございますし、マイナポータルの普及がなかなか進んでいないというのが事実でございますが、経営企画部も中心になりましてマイナンバーカードそのものの普及に今努めているところでございますので、これが普及してくると、また少し変わってくるのかなというふうには思っております。

○桑島健也委員 これだって、市としてはやらなくてもいいんですよ、マイナポータルに

関してはね。結局カードリーダーをつけてやるという文化は、多分若い人というか、ないんじゃないですかね。やらなければだめですか。しかも、これだけのお金をかけて利用者が年間5人とかという、その分このお金払ったほうがいいんですよ、大体いつも言うんですけど。これ、利用予測どれぐらい見えていますか、そのカードリーダーつけてやる人って。

○浅見こども支援課長 29年11月にこれはできるようになりまして、まだ申請者はいないのでどのぐらい見込めるかというのがまだ見えないところでございますが、このシステム改修につきましても現在3分の2の国からの補助というのがございますので、またこの改修の時期を逃しますと、また補助金のほうももらえるかどうかわからないということもございまして、今回お願いしているところでございます。

○桑島健也委員 これね、逃してもいいと思いますよ。つまり、絶対スマホ連携のシステムをつくらざるを得なくなると思うんです、番号とかカードで。だから慌ててやらなくていいんじゃないですかね、どうですか。

○浅見こども支援課長 そういうご意見もあると思うんですけれども、経営企画部のほうとも協議の上、今回お願いしているところでございます。

○城下師子委員 ちょっと今のお話しなんですけど、国からの補助金3分の2があるというお話しあったんですけれども、この概要調書には書いてないですよ。多分今回の予算でマイナポータルという関連3つぐらいありましたよね、3カ所ぐらい。多分企画にも聞いたんですけれども、そのトータルの金額というのは把握されていますか。それが1つと、もう一つは、何も今の時期にやらなくてもいいんじゃないかという話、私もそう思うんですけれども、他自治体では所沢と同じように今議会に提案されている市というのはあるんですか。ちょっと確認したいと思います。

○浅見こども支援課長 新規事業概要調書に歳入のほうに記載されていないことにつきましては、これまで3分の2の補助をいただいておりますが、30年度につきましては、まだ国から通知が来てないということがございます。

それと、他市のほうの改修、個別の自治体の名称のほうは、ちょっとまだ調べておりません。

○石本亮三委員 この補助金に関しては通達が来てないということですが、ほぼ間違いなく来るという認識でいいんですか。はしご外されるということ、要するによその自治体で余り普及しなかったと、やっぱり厳しいねとって、そういうことはどうなんですか。

○浅見こども支援課長 恐らく来るだろうというふうには我々も伺っているんですが、確実に来るというふうには、全くその正式な通知というのはございませんので、確実に来るというふうには申し上げられないというところでございます。

○石本亮三委員 さっき桑島さんの質疑で、補助金に来て、今回のタイミングを逃すと来な

くなるかもしれないから今回やるんだというのをこの政策の根拠として挙げていましたけれども、仮にじゃ来なければ、この事業をやらないという認識でいいんですか。

○浅見子ども支援課長 一応IT推進課のほうとの協議の中では、これを行っていかうというふうになっているところでございます。

○城下師子委員 関連なんですけれども、これ、じゃそもそもこの制度を導入しようとする最初の発議者というんですか、言い出しっぺというんですか、どちらになるんですか。子ども未来部のほうなのか、それともITのほうなのか、企画のほうなのか。最初にこれを検討するに当たって提案した部署というのは、どちらですか。

○浅見子ども支援課長 このマイナポータルに限らずマイナンバー関連につきましては、経営企画部のIT推進課のほうで音頭をとっていいでしょうか、そういうことで、このマイナンバーカードの普及に対して各システムのほうで対応できないとマイナンバーカードの普及に支障が出るということで、各部署で連携をとっているところでございます。

○城下師子委員 そうすると、子ども未来部からこれをやりたいということで手を挙げたわけではなくて、ITのほうからそういう話があるということでよろしいですか、そういう理解で。

○浅見子ども支援課長 子ども未来部のほうで手を挙げたということではございません。

○末吉美帆子委員 児童福祉総務費の31指定管理者選定委員会外部委員報酬なんですけれども、来年度はどこの指定管理者がえですか。

○岸子ども政策課長 30年度はかしの木学園、それから児童館が3つで、ひばり、つばめ、さくらでございます。

○小林澄子委員 51児童扶養手当の関係でお伺いいたします。これについて改めて、受けられる条件についてお伺いいたします。

○浅見子ども支援課長 保護者のどちらかが死亡したり離別したりということでいらっしゃるのか、あるいは重度の障害が父母のどちらかにある場合でございます。所得の制限もでございます。扶養の人数によって所得の制限のあれが違いますけれども、例えばお子さん2人を扶養なさっている場合には、268万円の所得以下であれば支給の対象になるというところでございます。

○小林澄子委員 かなり生活が困難な方たちということになるかと思うんですけれども、受給者については何人ぐらいになるのか。29年はまだ途中でありますが、28年、29年といかがでしょう。

○浅見子ども支援課長 平成28年度の受給者数でございますが、1,978人でございます。

○小林澄子委員 29年度、今現在わかりますでしょうか。

○浅見子ども支援課長 2,018人でございます。

- 小林澄子委員　今現在29年2,018人、28年よりも多くなっているわけなんですけれども、ずっと流れの中でふえる傾向にあるということと見てよろしいですか。
- 浅見こども支援課長　29年度の今申し上げた数は12月末時点の数なんですけど、28年度の申し上げた数については年度末の数でございます。年度末に18歳過ぎた方がどっと減りますので年度末が一番低い数字になるんですけど、過去の経緯を見ますと、平成25年をピークに減少傾向でございます。
- 城下師子委員　関連なんですけれども、この児童扶養手当というのは毎月ではないですよ、支給がたしか何カ月かに一遍だったと思うんですけど、それを毎月に支給してもらえないかという要望なんかもあって、既に他の自治体ではその辺の部分を緩和しているところもあると思うんですけど、30年度の予算編成に当たってはその辺の議論というのはどういうふうな議論があったんでしょうか。
- 浅見こども支援課長　現在4月、8月、12月の年3回の支給になっております。これを年に6回、2カ月に1回の支給にしましょうという今法改正を進めているそうでございまして、児童扶養手当法に基づいて支給してございますので、その法が改正されれば、そのように2カ月に一遍の支給になるというふうになります。
- 城下師子委員　そうしますと、30年度から法改正があれば2カ月に一遍ということでは、そうすると何月と何月と何月になるんですか。今は4、8、12なんですけれども、教えてください。
- 浅見こども支援課長　今国のほうで予定しているのをお聞きしているところでは、平成31年12月の支給を11月に前倒ししまして、平成31年11月支給、そして32年から1、3、5と奇数月に支給するという今予定でいるそうでございます。
- 石本亮三委員　ちょっと43子ども医療費のところで伺いたいんですが、医療機関のミス以外で要するに医療の利用者があれで問題というか、いろいろ手続ミスなどで返還とかした事例とか、ここ数年何件ぐらいあるんですか。例えば、この間ニュースで、ある関東の県の町議さんが年末に子供をはねていたと。はねたときに、子供は大丈夫だと言って、それでそのまま終わっちゃったわけですよ。ところがそのお子さんは全治3週間だったということが、これ新聞記事報道に出ていまして、私そこの町に電話したら、やっぱりそこも中学3年生まで医療費無料化していましたと。要するに親からすれば、負担がなければ、はっきり言って病院に行ったんだと思うんです。でも、本来なら、これは本人の自動車保険なんかで医療費が出るべきであって、税金がそこに支出されるなんてことはあってはならないことなんですけれども、そういう親からすれば結果的には負担がないから、別なところに本当は請求しなければいけないとか、そういう事例とかというのは所沢であるんですかということなんです。
- 浅見こども支援課長　一時的に、例えば学校等でけがをなされた場合にスポーツ振興の保

険のほうが使えますが、一時的に先に子ども医療のほうをお使いになって、それで後で保健給食課のほうとやりとりをしまして、スポーツ振興の保険を申請していただいた後に保険のほうを使っていたということもございますが、それ以外に今委員さんがおっしゃったようなケースはございません。

○石本亮三委員　　実際、だからこの間そうやってニュースで起きていて、全治3週間というお子さんの事故ということは、恐らくこれは僕の想像ですけども、お母さんが病院へ連れて行って3週間、だから全治3週間だったと出ているんですが。要するにそういうことを普及啓発とか、子ども医療費も税金から出ているわけだし、きちんとそういうのを周知というのは今までされてきているんですか。要するに医療費がどんどん伸びているわけですよ。適正受診の問題とともに、不適正支給の問題みたいなのはどうなんですかね。この辺は、今まで取り組みはどうなんですか。

○浅見こども支援課長　　今おっしゃっていただいたケースは、もうかなりレアだと思うんですが、先ほど私が申し上げたスポーツ振興のほうの件につきましては、知らない子ども医療を使ってそのままということも可能性としてございますので、これは保健給食課のほうと連携して、学校のほうで周知してくように努めているところでございます。

○石本亮三委員　　あとね、これ医療機関に対しての周知はどうなんですか。例えば労災なんかですと、何でけがしたんですか、何で病気なんですかと聞かれると、例えば労災適用とかになると、当然これ普通に我々国保とかに入っていたって国保から出なくなるわけですよ、普通の国保加入者でも、普通の協会けんぽとか。この医療機関で、要するに親御さんに、今回の例えばけがとか病気はどういうふうなことなんですとか確認をしてくださいとかの周知はどうなんですか。

○浅見こども支援課長　　それについては、特にこちらのほうでは行っては現在ございません。

○石本亮三委員　　今ね、例えば健康推進部なんかではジェネリック使ってくださいとか、いろいろ取り組んでいるわけですよ。一方で、この子ども医療費は始まったころは大体年間8億から9億だろうと言われていたら、もう10億を毎年のように超しているわけですよ。こういうことを健康推進部なんかと一緒に連携していくお考えとかというのは、どうなんですか。

○浅見こども支援課長　　ジェネリックにつきましてもそうですし、適正受診のほうにつきましても健康推進部のほうと連携しながら周知のほうに努めているつもりなんですけど、これからもやっていこうと思っています。

○末吉美帆子委員　　43子ども医療費の対象者の人数、今年度、昨年度がわかったら教えてください。

○浅見こども支援課長　　平成28年度の受給者数ですが、4万1,928人、今年度平成29年12月現在でございますが、4万850人でございます。

○末吉美帆子委員 この予算の中で何人見込んでいるのかというのを伺ったつもりであります。これで見込んでいるんですか。30年度はこれの数字なんですか。4万850人で見込んでいるんですか。

○浅見こども支援課長 予算の計上については件数で計上しておりますが、件数の見込みでよろしいでしょうか。件数で申し上げますと、61万5,000件と見込んでおります。

○末吉美帆子委員 ありがとうございます。そうしますと、今年度と昨年度は件数何件で見込んでいたんでしょうか。

○浅見こども支援課長 昨年の見込みは61万3,200件でございました、29年度でございます。

○末吉美帆子委員 そうしますと、今年度で言えば、1人当たりのこれ割り返すと1,771円、1件当たりね、そういう積算根拠はどういうふうに出しておられるんですか。

○浅見こども支援課長 これまでの過去の実績から積算しております。

○末吉美帆子委員 そうしますと、対象者数は減ってきていますよね。子供たちの数が減ってきているということで、こうやって件数を増加させている根拠ですね、それについてどのように分析しておられますか。

○浅見こども支援課長 おっしゃるように、対象者数はお子さんの数が減っていますので対象者数は減ると思うんですが、件数がふえているということで、これはやはり制度の趣旨からしても重症化する前に安心して受診してくださいという趣旨の制度でございますので、そういった意味では制度が、県内全部の市町村で15歳まで無料化ということもございますが、その制度が行きわたってきて、そういう重症化する前に受診なさっているのかなというふうに感じております。

○末吉美帆子委員 今やっているのは新年度予算の審査なので、その点で言えば、ことし342万円今年度よりふやしていると思うんですね。その部分でいけば、件数についてもふえるということで想定をして予算計上してきているということで言えば、今ご答弁で伺ったことと言えば、今行ったださっている受診はまだ足りないと、もっと受診をしていただきたいというふうに聞こえたんですけども、そういうことなんですか。

○浅見こども支援課長 件数でもっと受診していただきたいというふうに思っているわけではございませんが、重症化する前に軽いうちに済むようにということでの受診をしていただきたいとは思っておりますが、当然結果的に医療費が伸びてしまうというのは、当然抑えなくてはいけないなというふうには感じております。

○末吉美帆子委員 おっしゃっていることはわかりますが、この場合で言いますと、軽いうちに受診という、悪化しないうちに受診という趣旨はわかりますが、それだけではなくて、さまざまな医者に行くことだけが全てではなく、いろいろなことで適正受診を促していけるというふうにいるんですね。このままだとずっとふやしていくというふうな傾向ですよね。

○浅見子ども支援課長 おっしゃるとおり年々医療費増加していますので、私どもとしてもこれを抑制するというのは必要だと思っていて、そういったことで#8000ですとか小児科学会のこどもの救急ですとか、そういうのを市のホームページにリンクを張ったり、あと、児童手当の現況届の際に制度のご説明と、今毎年お金が上がっていてこれだけかかっていますという制度の現状のお知らせと一緒に同封させていただきまして、周知に努めているところでございます。

○城下師子委員 私も同じところでお聞きしたいんですけども、先ほど県内でも15歳までの無料化が広がっているということで、これは本当に子育て支援にとっては有効な手段だと私は思っていますけれども、ここで国のほうも子ども医療費の自治体が独自に拡大する部分でのペナルティについて緩和しましたよね。その財源を使って、例えば高校卒業までの無料化を広げたというのも県内である自治体が出てきているそうなんですけど、その辺の情報というのは把握していますか。

○浅見子ども支援課長 県内で18歳まで無料化を行っているという市町村につきましては、朝霞市が入院のみ行っておりまして、伊奈町、それですとか熊谷市、あと新座市など、通院で申しますと13市町村で18歳以上まで行っているというふうに伺っております。

○城下師子委員 行田市がここで高校卒業まで拡大するというの、たしか新聞報道であったと思うんですけども、それもじゃこの13市町の中に入っているという理解でよろしいですか。

○浅見子ども支援課長 行田市は10月から始めるというふうに伺っております。ですので、この13には入ってございません。

○城下師子委員 じゃ、プラスになるということで、そういう意味では県内のそれぞれの自治体の中では拡大していると、無料化の年齢拡大とか、そういうところについては拡大の方向があるという理解でよろしいですね。

○浅見子ども支援課長 市町村によってばらつきがございまして、今申し上げた市については18歳まで行っているところでございます。

○桑島健也委員 これ、まず城下さんの関連でいくと、ペナルティなくなって、所沢市幾らぐらい浮くのかなという、浮くというか、聞きます。

それから、2つ目は、私はこれ100円取るべきだと思うんですけど、1回につき。やっぱり頻回受診を防ぐためには、お金取ったほうがいい。ただ100円取ると制度としてなかなかちょっと面倒くさいのかなと思うんですけど、ワンコイン受診ね。これって検討された経緯があるかということと、それ制度的に難しいですか。

この3点、聞きたいと思います。

○浅見子ども支援課長 国保のペナルティにつきましては、ちょっと申し訳ございません、

資料を持ってございませんで、申し訳ございません。

それと、自己負担につきましては、さきの12月の議会でお答えしたとおり試算したのは、県の要綱に合わせた月にレセプト単位で1,000円ですね、入院が1日1,200円、この自己負担は検討したんですが、100円ですとか、ワンコインですとか、500円ですとか、そういったところまでまだやってないところでございます。

○桑島健也委員　だから、あんまりやると一般質問になっちゃうからこれでやめますけれども、私が聞いているのは、制度的に結構大変なんだと思うんですよ、実はそうは言っても、お金を取るという行為が発生するとね。その辺というのは、検討したときにどうだったのかなということだけ聞いて、この質問、終わりにしたいと思います。

○浅見こども支援課長　今委員さんおっしゃっていただいたとおり、市のほうも手間といいますか、そういう事務のあれはふえますけれども、あと医療機関のほうも事務がふえるということで、大変やるとすると難しいかなというふうには思っております。

○石本亮三委員　56放課後子供教室推進事業委託料854万1,000円、これかなり12月議会のとき、いろいろ問題を指摘、議場でされたと思うんですが、結果その後の推移、今回出てきた予算提示までのちょっと流れ、示していただきたいと思います。

○森田青少年課長　中富小学校で行われております放課後児童対策一体運営事業につきましては、12月議会で債務負担行為をお認めいただきまして、その後指定管理者と同一事業者による運営での効率化につきまして協議をした結果、当初常勤3人での計上をしておりましたが、常勤職員を1人にするということが可能でしたものですから、今回の予算計上をさせていただきました。なお、常勤職員にかわりまして、その部分につきましては非常勤職員で対応するというので、基本的には現行と同じ5人体制で行うものでございます。

○石本亮三委員　そうすると、12月のときは常勤3人だったけれども、議会に言われて直したということなんでしょうけれども、最初からそういう勤務体制とかというのは、全く12月の段階で出してくるときには検討なかったんですか。あくまでも議会に言われて、これやっぱり見直そうとなったのか、そこだけ確認させてください。

○森田青少年課長　こちらにつきましては、予算を積算する段階では現行の職員体制をベースに予算のほうを積算させていただきました。その後、今年度につきましては移行期ということもありまして常勤職員3人での体制をとっておりましたが、昨年度までは常勤2人ということになっておりまして、そうしたことを踏まえまして同一事業者による効率化ということを踏まえて今回の予算計上をさせていただきました。

○城下師子委員　今の関連で56ですよ。これは今回の3つの放課後の子供たちの居場所の部分がいわゆる一体化、中富の、それで最初の予算ですよ。ちょっとそこ確認したいと思いますけれども、違いますか。

○森田青少年課長　こちらの放課後子供教室推進事業委託料につきましては、児童クラブとほうかご広場のこの一体運営を行う事業の一環といたしまして放課後子供教室に係る委託料でございます。

○城下師子委員　この前12月議会でしたか、かかったのが。それでの最初の予算という理解でよろしいですね。

○森田青少年課長　そのとおりでございます。

○大石健一委員　児童クラブ施設整備事業に関連する予算でご質問しますけれども、マチごとエコタウン構想に基づいてこの施設の建てかえということを例えば市長さんからご指示を受けたとか、そういう経緯の流れはないですか。

○森田青少年課長　こちら並木児童クラブの施設整備につきましては、マチエコの精神の具現化という部分も含めまして予算化のほうは考えております。

○大石健一委員　これはプレハブ構造体で考えているのかもしれませんが、木造でやってくださいとか、そういう木質化とか木造とか、そういうあれはなかったんでしょうかね、考え方はなかったんでしょうかね。

○森田青少年課長　こちらにつきましては、構造的には、委員さんご指摘のとおり、軽量鉄骨造、プレハブで今考えておまして、内容につきましては木質化をなるべく、お子さんたちが暮らす施設ですので、木質化に努めていくというような方針で考えております。

○荻野泰男委員　その並木児童クラブなんですけれども、現在の床面積と建てかえ後の床面積についてお聞かせください。

○森田青少年課長　現在の床面積が99.4平米でございます。新施設、計画でございますが、こちらにつきましては116平米を予定しております。

○荻野泰男委員　それで、たしか議場のほうで、校舎内では面積が確保できなかったというお話があったかと思うんですけれども、今後、並木が最も古いということで、今後また順番にいろいろ老朽化で建てかえ等の必要性が出てくるかと思うんですが、そのときは校舎内で確保するか建てかえするかというのは、その都度判断していくということでしょうか。

○森田青少年課長　こちらにつきましては、教育委員会と放課後児童対策実施方針というものを定めておまして、この中で転用可能教室の活用ですとか学校の校庭の活用ですとか、そうしたものをこの中で定めております。学校施設によっては、先ほどの並木小学校のように小学校1階にこうした十分な面積がとれない場合もございますので、そうした部分につきましては、一個一個教育委員会、小学校と丁寧に協議をしながら進めていきたいと考えております。

○荻野泰男委員　そうすると、今後は基本的に古い順番から検討していくということでしょうか。

しいでしょうか。

○森田青少年課長 そのとおり、基本的には古い建物から考えております。また、そのほかには施設の狭隘化ですとか大規模化、あと将来的な児童の推移ですとか、そうしたものを総合的に判断しながら計画的に進めていきたいと考えております。

○石本亮三委員 議場でたしか西沢議員さんだったと思うんですけども質疑があつて、要するに教室を改修するだけでは補助金が出ないと。要するに建てかえると補助金出るよという、たしかご答弁あつたと思うんですが、要するに今回古い順でいくと平成2年が並木、平成3年松井とかと説明あつたと思うんですが、今回この建てかえの予算出すに当たって方針はきちんと整理されたんですか。要するに教室改修だと補助金が出ないから、建てかえだと補助金が出ると、だからそっちの方向でいくとか、そういうふうな、どんどん今後この問題出てくると思うんですけども、その辺の方針の整理はされて出されたのかどうか、確認したいんですが。

○森田青少年課長 まず、財源の確保という観点では、これは国のほうで子ども・子育て支援整備交付金というものがございまして、こちらは一般質問でもお答えさせていただきましたが、新たに施設を整備する場合、増築をする場合、そうした場合に該当するものでございます。こちらにつきましては、平成28年のたしか10月末だったでしょうか、から一部改正がございまして補助率のかさ上げもございまして。これは国・県合わせて基準額の6分の5の補助率がございまして、そうした財源確保の観点も踏まえまして、それは総合的に今後進めていきたいと考えております。

○石本亮三委員 ちょっとこれ部長に聞いたほうがいいのかもしいんですが、要するに今までの放課後児童対策だと、要するに教育委員会とは、余裕教室の活用をさせてくださいというふうなことを子ども未来部としてはお願いしてきた経緯があります。ところが、今のこの補助金なんかのあり方からすると、だったら余裕教室はもうお願いしないで、よほど狭いとか特殊な事情除いて、建てかえでいくという大体腹をくくったということで。どうなんですかね、この辺って、部長に伺いたいんですが。

○本田子ども未来部長 基本的には、今課長がご説明しましたように、市としましては実施方針に基づきましてなるべく学校内、そして学校内が難しい場合には、学校内というか施設内ですね、それが難しい場合には校庭の中でということで、その方針は変わっておりません。今回の並木の場合は、そうした検討もした上で、1階については通所の教室がありましたので、課長のほうは総合的にと言いましたけれども、その補助金を使ったということになります。担当としては、できれば複数を、年度に複数をやっていきたいという思いがありますけれども、なかなかやはりその辺の財源の関係があるということで、課長がその辺は財源も含めてということで申し上げたかと思えます。

○城下師子委員　今回の並木学童クラブについては面積の基準ですか、それもおおむね1.65平米以上にするというような内容で書いてあるんですけども、そうしますと、まず議場でも質疑あったと思うんですが、平成30年度の申し込み数ですね、あと実際に学童に入った子供の数、それからいわゆる入れなかった待機児童の数というのを、ちょっともう一度確認したいと思います。

○森田青少年課長　まず、30年度の申し込み状況でございますが、30年度につきましては49人の申し込みがございます。並木だけです。こちらにつきましては、保留はございません。29年4月の申し込み者数は53人で、保留はおりません。

○城下師子委員　全体の学童の考え方としては、そうしますと並木については待機児はいないということなんですが、全体としてはどうですか。児童クラブが、申し込みが何人で、入所が何人で、保留が何人と示していただけですか。

○森田青少年課長　平成29年4月1日現在の入所決定者が2,906人、それに対しまして保留決定をされた方ですね、こちらが237人いらっしゃいます。平成30年の申し込み状況でございます。こちらは2月16日現在となっております、まだ若干の変動はございます。入所決定をされた方が3,071人、保留決定をされた方が354人。

○城下師子委員　今回、並木については面積も広げて人数もふやすという提案なんですが、そうしますと全体としてはまだそうは言っても354名の子供さんが保留にされているというところでは、この子供たちがしっかりと受け入れられるような環境整備というのは市は本当に早急にやらなければいけないと思うんですけども、今所沢市は1.65平米というものについては、一応条例では位置づけたんですけども、当面は今の状態で子供を受け入れるということで、部長は議場で当面というのは5年ぐらいいかなというような答弁もされていたんですけども、民設民営ではこの1.65平米というのは守って受け入れしているんですか。

○森田青少年課長　民設民営につきましては、基本的にはこの1.65平米を満たしております。

○城下師子委員　そうすると、公設民営の学童クラブについてはどうなんですか、1.65は一応条例ではあるけれども受け入れているわけですね。そうすると1.65で受け入れた場合には、どれぐらいオーバーして受け入れているんですか。その辺の数字というのは、あるんですか。

○森田青少年課長　平成29年4月1日現在の面積基準から算定をする定員と入所状況からいきますと、150%を超えている施設が11カ所、200%を超えているクラブが8カ所ございます。

○桑島健也委員　施設改修工事なんですけれども、これ工事費はどこに行くのかなというところが1つですね。

○森田青少年課長　こちら建てかえになりますので、一時的に並木小学校1階の通級指導教室のちょっと運動するような施設がございまして、そちらのほうを一時的に使わせていただきます。

- 桑嶋健也委員 あそこを使うの。それ、どのぐらいの期間ですか、夏休みかな。
- 森田青少年課長 現在の予定、計画でございますが、9月に引っ越しをさせていただきまして、その後解体をさせていただきまして、2月中には建設工事が終わって、3月に引っ越しをすると、そういうような予定でございます。
- 桑嶋健也委員 結構、通級指導では、あそこ大事な部屋なんですよ、運動場というけれども。それはどういうふうに通級指導のほうの影響は軽減されるんですかね。
- 森田青少年課長 こちらにつきましては並木小学校のほうとも何度も協議いたしまして、通級指導教室のお子さんたちが運動するような場につきましては、1階の多目的室をその間利用させていただきます。
- 桑嶋健也委員 それで現場がいいと言うならいいんだけども。
あと、その並木小学校もいいんだけども、ちょっと離れるけれども中央中ありますよね。あそこがらすきなんですよ。がらすきで、それでかつてなぜか知らないけれども市の防災部品を2つの教室に納めるということをしているぐらいがらすきなんですけれども、中央中を移転のときに使うみたいなのは余り考えなかったんですかね。そんなに距離もないんですよ、中央中はね。それ全然検討してないですか。やっぱり通級はね、発達障害のお子さんにとって場所変わるってすごいストレスなんですよ、正直言って。何か場所が変わるといのはすごい嫌なことなので、それでも現場がオーケーしたというなら仕方ないんだけども、中央中がらすきですよ。その辺、検討しなかったんですか。
- 森田青少年課長 こちらのいわゆる一時的な代替施設につきましては、小学校のほうとも何度も協議いたしまして、そういう中で運動スペースを一時的に活用していいと。それは小学校のほうといたしましても、やはり恒常的ではない、一時的ということで、そこについては配慮をするということで、そういう話し合いの中で決めさせていただきました。
- 桑嶋健也委員 じゃなくて、私が聞いているのは、中央中は検討しなかったら検討しなかったと言ってくればいいんですけれども、がらすきですよ、中央中。何でこれ、中央中、検討しなかったらしなかったで構いません。
- 森田青少年課長 中央中につきましては、検討はしておりません。
- 粕谷不二夫委員 幾つかちょっと質問させてください。
並木の児童クラブの施設整備なんですよけれども、1点は、先ほど補助の話が出たかと思えますけれども、学校施設を利用してそこに施設を整備するときに補助金は本当にゼロなのかということ。もう一つ、整備に当たって14地質調査委託料の49万8,000円、また57代替施設移転等業務委託料100万円が出ていますけれども、この内容と、その必要性についてお聞かせください。
- 森田青少年課長 学校施設内を活用する場合には、放課後子ども環境整備事業、こちらが

対象になります。こちらにつきましては、補助基準額の3分の2が対象となります。ただ、基準額が、こちらにつきましては1,200万に対しての3分の2になりますので、800万円程度の補助となる可能性がございます。

それから、地質調査につきましては、やはり建設する際に当たりまして営繕課のほうと協議をいたしまして、事前に地質調査をして、それによってそうした地盤改良をする必要があればする必要がありますので、事前に調査をする必要がございます。

それから、代替施設の移転に係る費用100万円でございますが、こちらにつきましてはいわゆる引っ越しに係る費用、往復になります。それから、代替施設での保育に係る経費になります。そうしたものを計上いたしております。

○粕谷不二夫委員　　そうしますと、地質調査なんですけれども、最初にあそこ学校を建てるときに地質調査はしてない、建てるところなんですかね、してなかったということなんですか。

○森田青少年課長　　こちら校舎、現行の建物の場所につきましては、営繕課のほうで当時の設計書類等もありますのでそうしたものも確認をしておりますが、地質調査は必要ということで、そういう建設部門の判断がありまして計上しております。

○小林澄子委員　　児童クラブ施設管理委託料になるのかなと思うんですけれども、前年度よりはふえています。これは民設民営が入ったということでの理解でよろしいでしょうか。

○森田青少年課長　　そのとおりでございます。それから、そのほかに泉児童クラブの支援単位の増加ですとか、そうしたものもこの中に含まれております。

○小林澄子委員　　4月から指定管理が変わってということになって、いろんな事業体が受託したりなんかもしているわけなんですけれども、この金額というのはほとんど人件費かなというふうに思うんですけれども、その算定の仕方なんです、各事業体によっては支援員の人に支払う額というのは違ってくるのかなというふうに思うんですけれども、市のほうでの算定した常勤、非常勤の算定額だとか、わかれば教えていただきたいんですけれども。

○森田青少年課長　　市の積算におきます人件費でございますが、こちらにつきましては厚生労働省のほうで出しております賃金センサスをもとに算出しております。常勤職員につきましては385万円程度、臨時職員につきましては200万円程度で積算しております。

○小林澄子委員　　非常勤の方200万円ということなんですけれども、時給にすると幾らぐらいになりますか。

○森田青少年課長　　時給にしますと、930円を設定しております。

○小林澄子委員　　常勤の方は385万円でしたけれども、これは年齢的には何歳ぐらいとかというのなんかも決まっているのでしょうか。

○森田青少年課長　　先ほど臨時職員さんの時間単価930円とお答えしましたが、訂正をさせ

ていただきます。940円でございました。申し訳ございません、お詫びして訂正いたします。

それから、常勤職員の方の年齢設定でございますが、こちらは児童クラブの放課後児童支援員の平均勤務年数を計算いたしまして、34歳で計算しております。

○小林澄子委員　それと、今ちょうど受託者が変わったということで引き継ぎをしているところかなと思うんですけれども、この引き継ぎに関しては市のほうではどのように関わっていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○森田青少年課長　こちらの引き継ぎにつきましては、まず、市と新旧事業者で三者協議を昨年11月に行っております。その後、新旧事業者から引き継ぎ書、この中にはいろいろなスケジュールですとか引き継ぐものの内容ですとか、そうしたものを入れたものを提出していただきまして、その後現在引き継ぎを行っております。市といたしましても、そうした事前の協議ですとか、それから合同保育ですとか、そうしたところには市のほうも立ち会いをしておりまして、その引き継ぎの状況のほうを確認しております。

○小林澄子委員　合同保育のところには市のほうも青少年課のほうもということでやっていらっしゃる。いいですよ、もう一度。

○森田青少年課長　合同保育につきましては、市の職員がその現場にお伺いいたしまして、そうした引き継ぎの状況ですとか、そうしたものを確認しております。

○近藤哲男委員長　暫時休憩いたします。

休　　憩（午前11時12分）

再　　開（午前11時20分）

○近藤哲男委員長　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き審査を進めます。

民生費に対する質疑を続けます。

○大石健一委員　先ほど1点だけ、ちょっと児童クラブの施設整備事業につきましての質疑を1つ落としておりまして、プレハブで考えているということですがけれども、地域循環の考え方とか木造、木質化、マチごとエコタウン構想に基づいて考えていくと、それから地域経済の入札の参加資格、参加機会をふやすということからいけば、木造という考え方もあったと思いますし、もちろん子ども未来部の中では木造のすばらしい施設もつくっているし、児童クラブの中でも木造でつくられてきたというのが何軒もあると思うんですけれども、その点についてどのように整理されているかを部長にお聞きしたいと思います。

○本田子ども未来部長　たしかにやはり木造のよさというのも、子ども未来部としては施設をつくる中で実感しているところでございますので、今回も検討しなかったわけではございません。ただし、その中で細かい建設費までということまでは至っておりませんが、これまでの経験値の中でも木造でやった場合にはどのぐらいかかるだろうかというようなことは

検討した経緯はございます。

○城下師子委員 31子ども・子育て会議委員報酬のところでお聞きしたいんですが、まず30年度の会議の主な審議する内容ですね、それをまずお示しいただきたいと思います。

○岸こども政策課長 30年度の議題につきましては、教育・保育施設等の利用定員と、それから事業計画の進捗状況ですね。あと、例年と違うところが、30年度アンケート調査を予定しておりまして、アンケート調査の設問なども審議していただきたいというふうに考えております。

○城下師子委員 施設の定員と進捗状況と、アンケートについては下にある子ども・子育て事業計画のアンケート、この部分と関わりがあるわけですね。それでお聞きしたいのは、議場では定員については今県との協議中だという部長答弁がありまして、先ほどの質疑の中でも、実際30年度354名の子供、これは学童ですね、保育園も当然待機児がいるわけなので、そういう意味では市としてはどれぐらいの数値目標を提案しようと思っているのか。それが1つと、あと県との協議内容についてお聞きしたいと思います。

○岸こども政策課長 議場でも申したとおりなんですけれども、具体的な数字についてはまだ協議中ということで控えさせていただきますけれども、いずれにしても今までの計画よりも需要のほうは上がっておりまして、実際に保育の枠、ハード的なものが足りないというような計画にはなってまいります。ですから、その足りない部分を解消するような形の策についても講じるような計画になってくるというものでございます。

○城下師子委員 たしか議場では、保育が75人分増加、これは新年度の数ですか、学童は154名分の増加ということでは、これについては、じゃ30年度の増加分の数という理解でよろしいんですかね。

○岸こども政策課長 そうですね、来月の4月から75名の保育枠が広がります。

○城下師子委員 そうしますと、それでも待機児が解消できないということでは、これちょっと部長にお尋ねしたいんですけれども、議場で1.65平米の面積クリアに当たってはおおむね5年ぐらい考えているという答弁をたしかされているんですね。条例制定の際は、私も当時委員でいたので審議の内容というのは覚えているんですけれども、そうすると残りあと1年ぐらいでしたっけ、あと何年残っているんでしたっけ、そうすると、その間に1.65平米をクリアするとなると、それなりの計画を早急に前倒して、きちんと数値目標も立ててやっていく必要があると思うんですが、その部分でのこども未来部としての考え方をお聞きしたいと思います。

○本田こども未来部長 いずれにしましても1.65というのは、まだいつまでということは確かに申し上げておりませんが、こども未来部としては、まずは5年間ということで、これは設定しているわけではありませんけれども、そこを一つの目標ということで進んでいきたい

というふうには考えております。

したがいまして、それに向かって児童クラブのみならず生活クラブの拡充、定員の拡充であったり、それから民設民営もごございますし、一時的には夏休みの利用で足りるという方も中にはいらっしゃると思いますので、そういった状況を勘案しまして進めてまいりたいというふうに考えております。

○城下師子委員　こども未来部としては教育委員会とも連携をして余裕教室の活用ということでもいろいろ協議されているのは私も理解しておりますし、そういう意味では今5年間の目標ということでお話しをされているので、そういう意味では今回のこの子ども・子育て会議の中での施設の定員、今後の計画もそこには関わってくるわけですね。そうすると、そういったところも含めての審議の内容になっていくという理解でよろしいですか。

○岸こども政策課長　もちろん放課後のほうも計画のほうには載っておりますけれども、私が先ほど教育・保育の施設のお話しをさせてもらったのは保育のほうの枠の話でございまして、会議のほうは、もちろんそういった教育・保育の枠についてもお話ししますし、放課後のほうも事業のほうにはなりますけれども、そちらのほうも会議の審議の内容にはなっておりません。ただ、放課後のほうの将来的な確保策という点では別の協議会のほうで審議いただいておりますので、子ども・子育て会議のほうでは、放課後のほうからそれを報告してもらおうような形にはなっております。

○城下師子委員　それで、アンケートなんですけど、アンケートとられるということで、多分これコード41の子ども・子育て支援事業計画アンケート調査委託料のことですね。この設問もこの会議の中で検討されるということなんですけれども、現段階で具体的にどういふことをアンケートの中に盛り込んでいこうとしているのか。議場ではちょっと私、貧困問題についてもお聞きしたんですけれども、このアンケートの中にその部分については反映させていくという理解でよろしいんですね。

○岸こども政策課長　子どもの貧困問題についても、会議の委員さんのご意見を伺いながら、設問に入れるかどうか検討してまいりたいと思います。

○植竹成年委員　関連なんですけれども、このアンケート調査、現計画の策定に伴いニーズ調査、同じようにアンケート調査やったと思うんですけれども、その調査と今回のこの調査、例えば対象者及び人数の変化というものは考えているのでしょうか。

○岸こども政策課長　前回も4,000世帯を対象にアンケート調査を行いまして、今回も世帯数は4,000というふうに考えているところでございます。対象者数も、就学前児童のいる世帯を2,000世帯、それから小学校児童がいる世帯を2,000世帯というふうに考えております。

○植竹成年委員　あと、先ほどもありました、この子ども・子育て会議委員報酬なんですけれども、この現計画を策定するときこの年間の開催、例えば26年度の開催においてはたし

か4回という自分の認識があるんですけども、今回策定に当たり、現計画のときには4回でしたけれども、今回3回、そのような経緯というのはどのような形。前回と同様に4回やるような議論はなかったのか、確認します。

○岸こども政策課長 30年度は3回を予定しておりますけれども、計画策定の31年には、やはり前回と同様4回の開催を予定しております。

○城下師子委員 先ほど子ども・子育て会議のところで私聞いたときに、新年度の増加の部分ですね、保育については75人で、学童154人ということでは、学童についてこの154人の内訳ですね。生活クラブって多分民設民営という話があったと思うんですけども、それぞれの人数、教えてもらってよろしいですか。

○森田青少年課長 こちらにつきましては、民設民営児童クラブが2クラブで80人、それから児童館、生活クラブの定員拡大が、こちらは2館分でございますけれども39人分、それから今年度開所いたしました泉児童クラブの定員増が35人、合わせまして154人となります。

○石本亮三委員 19負担金補助及び交付金の32障害児通所給付費9億6,740万1,000円ですけども、これ昨年と比べると2億2,000万ぐらい増額になっているんですが、要するに30%ぐらいアップしています。ちなみに昨年の予算が7億4,870万4,000円ですから、このふえた要因。そして、29年度と新年度の見込み数とか積算根拠、ちょっと示してください。

○市来こども福祉課長 障害児通所給付費につきましては、昨年度より増額を行っておりますが、事業所が増加したことに伴い利用者も増加しており、増額をお願いしたものでございます。

さらに、見込みにつきましては、児童発達支援につきましては、利用者数の月平均が254人掛ける利用日数が月平均で10日間掛ける単価日額ですが8,240円を合計しまして、それに12カ月を掛けまして2億5,115万5,200円。放課後等デイサービスにつきましては、利用人数の月平均が658人、利用日数の月平均が9日、日額が1万50円を12カ月掛けまして7億1,419万3,200円。保育所等訪問支援としまして、利用人数が月平均5人、日数が月平均で1日、単価が1万4,850円を12カ月しまして89万1,000円。それ以外に費用が高額になった場合の高額障害児通所給付費というサービスがございますので、そちら116万1,600円を合計しまして、9億6,740万1,000円という形になっております。前年度の比較としましては、事業所が新たに1カ所ふえるということも聞いておりましたので、前年度よりも増額をしているところでございます。

○末吉美帆子委員 先ほどやはり潜在的に需要があるということがあるかと思えます。この事業については、全く整備されてなかった状況から徐々に整備が進んできたと思うんですけども、今後やはり潜在的にお待ちになっている方がいらっしゃるのかどうか、さらに整備が必要なのかどうか、その点についてどのように見込んでおられるのか、お伺いします。

○市来子ども福祉課長 潜在的なニーズのお話しですが、文部科学省の平成24年度実施されました教員アンケート調査によりますと、小・中学校の通常学級で発達障害の可能性のあるお子様については6.5%というふうに示されておりますことから、現在の市内の3歳から17歳の人口4万3,043人にそちらの6.5%を掛けますとおおむね2,800人程度となりますので、さらに現在利用されている人数を考えますと、さらに多少増加はあるのかなと思っておりますが、現在実施しております事業所において定員に全て達していない状況がありますので事業所の充足とはまだっていないのかなと思っております。ただ、潜在的なニーズはまだあるのかなと思っております。

○城下師子委員 私はコード74のレスパイトケア事業費補助金でお聞きしたいんですけども、昨年よりも130万ぐらい減額になっているんですが、まずその理由をお願いいたします。

○市来子ども福祉課長 利用実績が微減しているために減額しております。

○城下師子委員 その微減の理由は、どういうふうに把握されていますか。

○市来子ども福祉課長 こちらのレスパイトケア事業につきましては、障害児の日中一時支援事業と障害児の家族に対するレスパイトケア事業、2つの事業がこのレスパイトケア事業費補助金となっております。日中一時支援事業につきましては、利用人数が減少しているため減額をお願いしているものでございます。

○城下師子委員 ニーズはあると思うんですけども、なぜ減少しているのかなというのがよく私はわからないんですが、その辺のところはどういうふうに分析されていますか。

○市来子ども福祉課長 平成24年度に児童福祉法が改正されまして、先ほど通所給付費でお答えしました児童発達支援放課後等デイサービスが創設されたことにより、日中一時支援の利用者がそちらのサービスに移行したためと考えております。

○城下師子委員 ここの負担金補助及び交付金のところで聞いていいのかわからないんですけども、新年度でたしか障害者の次期計画の見直しと、あと児童福祉法の一部改正で医療的ケアのお子さんへの支援というのが位置づけられて、それに向けての支援計画も併せて所沢市はつくっていると思うんですね。この前の年末から年始ですか、パブリックコメント行ったと思うんですが、その支援計画とかに盛り込まれていくであろう事業の予算というのは、この部分にあるんですか。例えば医療的ケアの必要なお子さんの施設を1施設つくるというような数値目標もたしか入っていたと思うんですが、ここでよろしいのでしょうか。

○市来子ども福祉課長 第4次障害者支援計画に障害児福祉計画を一体的に策定しているところでございますが、障害児支援の提供体制の整備としまして、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数を32年度末までに1カ所以上、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数を32年度末までに1カ所以上、目標として策定しているところでございます。予算につきましては、こちらのレスパイトケア事業費補助金ではなくて、

障害児通所給付費が対象となります。

○城下師子委員　　そうしますと、コード32のこの障害児通所給付費のほうにその関連予算は入っているということですよ。じゃ、まず、その辺をもう一回説明してもらえますか。

○市来こども福祉課長　　そのとおりでございます。32の障害児通所給付費に含まれております。

○城下師子委員　　そうすると、計画の見直し、それから支援計画の策定で、どれぐらいの予算がここの部分には反映されているんですか、さっきの説明とは別で。

○市来こども福祉課長　　現在、先ほど目標に掲げました事業所の設置はございませんので、もし設置された際にはこちらの通所給付費でお支払いをする形となっております。

○小林澄子委員　　先ほどもちょっと障害児通所給付費のことであれしたんですけども、平成30年の施設数はどのぐらいになるのか、ちょっとお伺いいたします。

○市来こども福祉課長　　平成29年12月末の数字でございますが、児童発達支援事業所が16カ所、放課後等デイサービス事業所が34カ所、合計50カ所となっております。平成30年度につきましては、既に開設したいというお話は来ておりますが、まだ開設には至ってないような状況でございます。

○小林澄子委員　　この中で、特に放課後デイなんですけれども、株式会社も参入できるということで幾つか入っているかなというふうに思うんですけども、株式会社は幾つぐらいになりますでしょうか。

○市来こども福祉課長　　株式会社も何カ所か入っておりますが、今手元に資料がございませんので、わかりましたらご報告させていただきます。

○末吉美帆子委員　　児童家庭相談費の33養育支援訪問員報償のところを伺います。昨年度より減っているんですけども、変更した理由を教えてください。

○浅見こども支援課長　　こちらの事業は大変効果はあるんですが、なかなか導入するに難しいケースが多々ございまして、この事業は保育士ですとか助産師やホームヘルパーとかがご家庭に伺って子育てを支援するというようなことですが、なかなか家の中に他人が入ってほしくないという方がかなり多くて、そこをご本人の承諾なしに無理やり入っていくというのがなかなか難しいものがございますので、そうしたご本人とのお話し合いの中で実施する事業でございまして、実際に入ったケースはかなりうまくいくんですが、なかなか思うように入れないというのも実情としてございまして、実績に合わせて予算のほうは計上させていただきました。

○末吉美帆子委員　　そうしますと、多少今後に向けてやり方であるとか、少し来年度の中で検討していくなどということはあるのでしょうか。

○浅見こども支援課長　　こちらはそのケースワーカーが必要と思うご家庭の当事者に丁寧に

説明をしながら、無理のないように入れていくというのを徹底して行っているというところ
でございます。

○末吉美帆子委員 43所沢里親会負担金と72所沢地区里親会補助金というのがあるんですけれども、現状、虐待やネグレクト、それから川に遺棄などということが起こっていて、里親事業というのは非常に重要なものだというふうに思うんですが、これ県事業なんだと思うんですね。所沢市においては、里親事業について予算が出てくるのはここだけですか。どういう感じで所沢市は取り組んでいるんでしょうか。

○浅見子ども支援課長 おっしゃるように里親事業そのものは県でやっておりますが、私どものほうではこの予算でございますような里親の会の集まりのお手伝いといいますか、職員が実際に集まりに行きまして悩みを語る中でこちらのケースワークの参考にさせていただいたり、あるいはチラシ等を市の窓口で置かせていただいたりというような、そういった交流を図っているところでございます。

○植竹成年委員 委託料の53ファミリー・サポート・センター運営委託料ですね。このファミリーサポートの、まず直近で利用者数と援助会員数をちょっと教えていただけますでしょうか。

○浅見子ども支援課長 28年度の援助会員数でございますが、365人でございます。そして、活動件数ですが1万1,238件ございました。

○植竹成年委員 活動件数と今数字ありましたけれども、その数字に対して援助会員数というのは現状今どのような認識でしょうか、例えば足りているのか、足りていないのか、現場においてどのような現状になっているんでしょうか。

○浅見子ども支援課長 365人という数字が決して多いというふうには思っておりませんが、365人で27年度よりは9人ほどふえておるんですが、委託しております社会福祉協議会さんのほうでもチラシを配っていただいたり、保健センターにおける健診等のときにも出向いてご案内をしていただいたりということで、いろいろ工夫をしていただいているところではございます。

○植竹成年委員 この援助会員になるには、誰でも資格なしになれるものなんですか。

○浅見子ども支援課長 保育的知識ですとか救命の技術ですとか、お子さんの病気などについての研修を受けていただきますが、特に指定された資格等はございません。

○植竹成年委員 その研修を受けるのに非常に困難な状況の中で、なかなか実はこの援助会員数がふえないという認識もあったかと思えます。30年度、その辺、また援助会員数をふやすための新たな取り組みというものが検討されているのか、確認させてください。

○浅見子ども支援課長 研修につきましては以前ご指摘もありまして、緊急サポート事業のほうの研修と同時に行えないかというようなお話もございまして、それも同時に年に1回

行うように工夫していますし、年に3回期間を設けるということで、その研修についてなるべく出ていきやすいような工夫というのをしております。また、周知につきましても、先ほど申し上げたように、保健センターですとかいろいろな関係機関にご協力いただきながら周知をしているところでございます。

○植竹成年委員　　じゃ、これ今までの取り組みだったかと思えますけれども、30年度においてもこれまでの取り組み同様な形で援助会員数については確保していくという認識でよろしいですか。

○浅見こども支援課長　　なかなかふだん働いていらっしゃる方が援助会員になるということとはなかなか難しいようでございますので、どうしても定年後の方ですとか専業主婦の方ですとかという方が多くなりますので、急になかなか人数がふえていかないというのがございますが、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○亀山恭子委員　　関連で、まず賛助会員数ですね、それから援助会員のほうの大体平均的なと言ったら変でしょうけれども、年齢ですね。それと、やっぱり課題として賛助会員と援助会員のマッチングというか、なかなかそこが難しいというような課題もあったと思うんですけども、それに向けて何かしらの改善に取り組んでいることはあるんでしょうか。

○浅見こども支援課長　　すみません、年齢につきましては詳しく調べてございません、申し訳ございません。

そして、マッチングにつきましては、おっしゃるように、これまでもそうなんですけど、なかなかマッチングが難しいというようなこともございまして、援助会員さんが住んでいる地区にもよっても、余り遠いと車が使えないということもあって、なかなかうまくマッチングがいかないということもございますので、先ほどのご質問にもございましたように援助会員さんの数をふやすというのが対策というふうになるかと思うんですが、これも努力はしておりますところですが、なかなか思うように大幅にふえていかないというのが実情でございますが、引き続き援助会員さんの増員について努力してまいりたいと思っております。

○亀山恭子委員　　賛助会員数のほうも。

○浅見こども支援課長　　利用会員でよろしいですか、失礼しました。

平成28年度の利用会員が3,046人でございます。平成27年度は、2,885人ございました。

○市来こども福祉課長　　先ほど103ページの小林議員さん質問の中で、障害児通所給付費の事業所について株式会社の数は何カ所かというご質問がございましたので、数がわかりましたのでお答えをさせていただきたいと思っております。

事業所の数50カ所と先ほどお答えしましたが、事業所の数に対しましては28の事業所が株式会社の事業所になっております。児童発達支援ですとか放課後等デイサービス、2つの事業所を持っていたり、両方のサービスを行っていたり、複数の事業所を持っている株式会社

もごさいますので、株式会社の会社の数としますと13社となります。

○近藤哲男委員長 民生費に対する質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩（午後11時56分）

再 開（午後1時0分）

○近藤哲男委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を進めます。

民生費に対する質疑を続けます。

○石本亮三委員 19負担金補助及び交付金の84ですね。特定教育保育施設等給付費負担金13億5,389万7,000円、これ今年度の当初予算と比べると2億7,348万1,000円なんですけれども大幅増なんですけど、このふえた理由と、あと積算、どういう数字に基づいて出されたのかお示してください。

○小山保育幼稚園課長 まず、予算がふえた理由ですけれども、30年度から認定こども園に移行する園が2園ございまして、そちらの給付費ということで予算の増額をさせていただいたものでございます。

積算につきましては、これは国の公定価格に基づいて積算をしているものでございます。

○城下師子委員 その下の下の、コード86の育児休業復帰後特別預かり事業費補助金ということで、大分金額のほうも減額になっているんですが、これは平成30年度は3年目という理解でよろしいですか。ちょっと確認したいと思います。

○小山保育幼稚園課長 この制度は、27年度から開始をしておりますので、30年度予算につきましては4年度目ということになります。

○城下師子委員 そうすると、たしか数年前かな、この事業の継続についての質疑があつて、そのときに市の補助期間は3年間なので、それ以降は継続するかどうかは検討しなくてはならないというような答弁があつたんですけれども、そうすると、また新たにここからスタートするという理解でよろしいですか。

○小山保育幼稚園課長 当初、要綱の期間につきましても3年間ということで設定をしておりましたけれども、この要綱の期間も延長いたしまして、今後も育児休業を安心してとっていただくためのセーフティーネットとして継続をしていきたいというふうに考え、予算のほうを計上させていただいたものでございます。

○末吉美帆子委員 関連でお伺いいたします。600万5,000円から来年度は150万2,000円ということで減額になっているんですけれども、何人を見込んでおられるのでしょうか。

○小山保育幼稚園課長 昨年度の予算は6人を見込んでおりましたけれども、30年度の予算につきましては2人を見込んでおります。

○末吉美帆子委員 ただいまセーフティーネットというお話しありましたがけれども、需要が

あるかどうかも含めて見直しながら進めるということによろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○小山保育幼稚園課長 この育児休業を取得する際に一旦保育園を退園していただくという制度につきましては、状況いろいろ推移等を見ながら必要な見直しを行っていきたいというふうに考えておまして、その際に、この補助制度につきましても見直しが必要であれば検討していきたいというふうに考えております。

○末吉美帆子委員 そうしましたら、この制度もそうなんですけれども、現状の中で育児休業を取得するであるとか、それからの復帰については全体としてスムーズに進んでいるという認識をお持ちなんでしょうか。その点、確認をさせていただきたいと思います。

○小山保育幼稚園課長 まず、退園される方につきましては自主的に退園される選択をされる方の割合が7割を超えているような状況で、かなり制度としても定着をしてきているものというふうに考えております。

また、再入園につきましても、これまで通常保育の中で再入園のほうが実現をしてきておりますので、民間保育園さんをはじめ各般のご協力をいただきながら順調に進めてこられているものというふうに考えております。

○亀山恭子委員 その下の87の保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金ということで、29年度346万1,000円が補正で減額されて30万円になったということで、この30年度が20万円になったということで、これは何人分を想定しての見込みなのかお伺いいたします。

○小山保育幼稚園課長 2人を予定をして積算をしております。

○亀山恭子委員 ということは、実績に合わせて2人分ということにしたということによろしいでしょうか。

○小山保育幼稚園課長 これは幼保連携型認定こども園、移行園も含みまして幼保連携型認定こども園の職員が対象になりまして、30年度対象が6園ございます。そこに調査をかけまして希望を聴取しましたところ2人の希望があったということで、その分を予算計上させていただいたところです。

○城下師子委員 私は、13委託料のコード51福祉総合システム改修委託料、これは資料103ページで、マイナポータルですよね。子育てワンストップサービス対応ということで。

○小山保育幼稚園課長 おっしゃるとおり、子育てワンストップサービス対応の予算となっております。

○城下師子委員 では、これについても先ほどの質疑の内容を踏まえて考え方としてはどうなんですか。

○小山保育幼稚園課長 先ほど、こども支援課長がご答弁をされましたとおり、保育園の申請につきましても、このマイナポータルを使って申請をしなければ申請を受理しないというこ

とはございませんので、従来どおり紙での申請も引き続き受け付けてまいりますので、考え方としては同じということになります。

○城下師子委員　では、111ページの13委託料のコード55、保育園給食調理業務委託料で、資料は106ページです。

　　ここでお尋ねしたいのが、まず既に2園、平成28年度小手指、新所沢保育園委託をしておりますが、この2園の委託業者の職員の定着、動きです。同じ方がずっと継続して調理をされているのか、移動があったのかも含めてご報告いただきたいと思います。

○小山保育幼稚園課長　調理業務に入る職員につきましては、あらかじめ市のほうに報告をいただいて、その報告をいただいている方が調理業務に入れるという形になっておりますけれども、基本的には同じメンバーが調理に入っております、何か体調不良ですとか、そういったときに、その登録されているかわりの職員の方が入っていただくというような対応になっておりますので、ご質問のような、よく入れかわるといような、そういうような状況にはなっておりません。

○城下師子委員　あと、概要調書106ページの翌年度以降の見込みということで、30年度については4園が予定されているわけですね。31年は大体30年度とほぼ同額なんですが、32、33で金額がちょっと違っているんですが、この内容についてお示しいただきたいと思います。

○小山保育幼稚園課長　32年度以降につきましては、新たに4園の給食調理業務委託の開始を予定しておりますので、その分を見込んで32年度以降増額となっております。

○城下師子委員　ちなみに、32年度以降の4園はどこどこでしたか。

○小山保育幼稚園課長　実施する園につきましては未定でございます。

○城下師子委員　それと、この前の議場での質疑でもあったと思うんですけども、今後1カ月かけて引き継ぎが行われ、保護者への説明も行われるということなんですが、保護者への説明会というのは、既に29年度は5月から6月に保護者説明会を実施されたということなんですが、新年度については、新たに入ってくる方たちへの説明というのはどういうふうにされるんですか。

○小山保育幼稚園課長　改めて、新たに入ってくる方への、この事業者が調理を行うという説明を行う予定は今のところございませんけれども、懇談会等で園からご説明をしていただきつつ、あと実際に給食を食べていただく機会としては、1日保育者体験に保護者の方が参加していただくことでどのような給食が提供されているか、直接保護者の方にご確認をいただくことで安心をしていただければというふうに考えております。

○城下師子委員　既に在園されている保護者については経過とかというのはわかっていると思うんですけども、この4月から入園される方たちに対しての説明会が不要という判断をした理由が、ちょっと私はよくわからないんですが、なぜそういう判断をされたのでしょうか

か。

○小山保育幼稚園課長 現在、在園している保護者の皆様につきましては、現在が直営で給食を行っております、アレルギー対応ですとか配慮食などを実際にどのような形でやっているかご存じのところ、業者委託に変わるということで、そこがどう変わるのかということをご心配にならないように、こういう形で進めてまいりますということで、説明会のほうを開催させていただきましたけれども、新年度につきましては、スタートからその形でスタートをするという形になっておりますので、そこは懇談会等を通してご説明をさせていただくことで足りるというふうに考えたところでございます。

○末吉美帆子委員 関連でお伺いたします。事業概要調書の106ページのほうに、委託概要として、直営と同等以上の水準で実施というふうにあって、素晴らしいと思うんですけども、この同等以上というのはどういう部分のところなんでしょうか。この点をご説明いただいてよろしいですか。

○小山保育幼稚園課長 基本的には、同水準ということなんですけれども、実際に委託業者のほうで調理をしていただく際には、例えば行事食の際などには、直営ではやはりその配属されている職員が行事食についても対応をするんですけれども、民間業者ですと、人員を少しその日は手厚く入れて、より力が入ったというか、しっかりした対応ができるようなことでもございますので、そのようなことで、こちらのほうは書かせていただいたものでございます。

○小林澄子委員 では、関連してお伺いたします。この保育園給食調理業務委託料なんですけれども、これは設備だとか備品などは従来どおり、今までのものを使うということでよろしいですか。

○小山保育幼稚園課長 ご質問のとおり、設備それから調理器具等につきましては、市が用意したものを使用して調理をしていただきます。

○小林澄子委員 そうすると、この委託料というのは、ほとんど人件費ということで見てよろしいでしょうか。

○小山保育幼稚園課長 その他消耗品なども、それは事業者負担ということになっておりますので、そのような費用を含んでおりますが、主には人件費ということになるかと思えます。

○小林澄子委員 消耗品というのはどういうものがあるのでしょうか。

○小山保育幼稚園課長 例えば、使い捨ての手袋ですとか、そういった実際に調理員が使用するかっぽう着ですとか、そういったものが該当になります。

○小林澄子委員 それで、新規に参入される事業所などもありますけれども、それぞれ幾つかの事業所が、株式会社が入っているわけなんですけれども、この委託料がほとんど人件費ということで、そういうので人件費というのはどのように算定されているのかお伺いいたし

ます。

○**小山保育幼稚園課長** 仕様書の中では、正規職員2人、これが有資格者として配置をすることを必須としておりまして、その他につきましては、その時間までに必要な食数を調理できる人員を事業者のほうで見積もりまして配置をしていただくということで、積算を事業者のほうから提案をいただいた内容になっております。

○**小林澄子委員** そうすると各会社によって、いろいろと雇用条件だとか何かも実際もらうお給料だとか何か違ってくると思うんですけども、市のほうで積算した正規の職員の方というのは1人お幾らになってくるのでしょうか。

○**小山保育幼稚園課長** ちょっと今確認をさせていただければと思いますので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○**石本亮三委員** 112ページ、新規の事業概要調書104ページ、東所沢保育園の民設民営化検討事業56万7,000円ですが、確認なんですけど、調書によると不動産鑑定料と登記委託料ということなんですけど、この内訳が出ているんですけども、要するに不動産鑑定、これ恐らく民設民営にしていくという方向なんだろうけれども、確認なんですけど、不動産鑑定価格が出たらその金額で売っていくとかそういう方針なんですか。それとも、あくまでも公の公共性みたいなものがあるから、そこから割り引くとか、そういう感じで参考のためにやるのか、その辺はどうなんですか。

○**小山保育幼稚園課長** 今回の東所沢保育園の民設民営化につきましては、園舎の売却をもって民設民営化をしたいというふうに考えておりまして、建物の不動産鑑定を行っていただきますが、その鑑定された金額で売却のほうをしていきたいというふうに考えております。

○**石本亮三委員** それで、今こっちでも出ていたんですけど、土地はどうするんですか。土地の不動産鑑定とか。土地は売らないんですか。売りますよね、当然、その辺はどうなんだろう。

○**小山保育幼稚園課長** 今回は土地は売却の考えはございませんで、その理由としましては、公設の保育園を民設の保育園に切りかえるということは、所沢市でも初めての事例ということがございまして、市としましては、同地において保育園が継続することを重要視しております。土地も併せて売却した場合については、一定の条件を付することができるものの、所有権は相手方に移るといったことがございまして、転売等の可能性もないとは言えないことから、当面の間は土地は売却しないということとさせていただいたものでございます。

○**石本亮三委員** そうすると、価格上土地を買ってもらおうとすごく経済的負担が増すからということでしょうけれども、民設民営にしたときですね、賃料を取っていくという方針を検討しているのか、その辺は。

○**小山保育幼稚園課長** 委員ご質問のとおり、賃借料で収納していきたいというふうに考え

ております。

○大石健一委員 お決まりの、保育園の施設におきましてPPSなどを使って電力を削減している事例はございますか。

○小山保育幼稚園課長 保育園のうち10園がPPSを導入しております。

○大石健一委員 それでその施設では東京電力に比べてどのくらいの削減効果があるのでしょうか。

○小山保育幼稚園課長 PPSにつきましては、29年10月から東京電力エナジーパートナー株式会社が契約の相手方となっております、29年9月まではアーバンエナジー株式会社という別の会社になっておりますけれども、その金額の比較ということによろしいでしょうか。

○大石健一委員 そうですね。どのくらい安くなったか。何%で言ってもらいたいんですけれども。

○小山保育幼稚園課長 これが、まず基本料金と電力量料金というのが分かれておりまして、ちょっと率ではなく数字で申し上げさせていただきますと、まず、アーバンエナジー株式会社これが9月までですけれども、これが基本料金としてキロワット当たり812.07円、それから電力量料金がキロワット・アワー当たり夏季は17.22円、それから冬季は16.08円ということになっております。

それが東京電力エナジーパートナーということで10月から契約をしたところになりますと、基本料金がキロワット当たり639.65円、それから電力量料金についてはアーバンエナジー株式会社と同額、それぞれ夏季、冬季ともに同額となっております。

○荻野泰男委員 保育園施設費の関連でお聞きしたいんですけれども、今年度の定期監査におきまして、さやまが丘保育園の事務スペースが大変狭隘であるというコメントがあったかと思うんですが、その後、何かご検討等ありましたでしょうか。

○小山保育幼稚園課長 定期監査でさやまが丘保育園の事務室が大変狭隘だというご指摘をいただいたことについては、十分真摯に受けとめているところではございますけれども、これの解消、改善ということになりますと、施設の大規模な改修等が必要になってくるということがありますので、現在のところ、まだ具体的な検討に入ったという段階ではございません。

○大石健一委員 同様に、児童館のほうでも光熱水費というのが掲げられていますけれども、PPSなど使って削減されている事例はございますか。

○森田青少年課長 児童館につきましては、低圧電力の施設となりまして、平成28年4月から電気の自由化に合わせまして、当時、東京電力のビジネスパックというものが最も安価ということがありまして、今はそのビジネスパックを利用しております。

○大石健一委員 通常価格よりはどのくらい削減効果があるかわかりますか。

○森田青少年課長 児童館につきましては、複合館を除く7館の電気料を計算をいたしますと、決算額ベースで申し上げます。平成28年度の電気代の決算額が538万8,057円に對しまして、平成27年度の決算額がおよそ600万、それに対しまして、そうしたビジネスパックを使うことによりまして、これは消費電力によるかと思うんですが、平成28年度の決算額はおよそ540万でございます。

○荻野泰男委員 116ページの児童館施設費なんですけれども、こぼと児童館の空調の工事があるということなんです、この工事期間中の利用については、何か制限等があるんでしょうか。

○森田青少年課長 こちらにつきましては、児童館の通常運営を行いながら工事を行う予定でございます。ただ、その間、使えない部屋がございますので、そうした支障がございますが、通常運営はさせていただきます。

○小林澄子委員 関連して、こぼと児童館ですよね、施設改修工事の空調ということで。これ南陵中のそばの児童館ということでもよろしかったでしょうか。ちょっと確認。

○森田青少年課長 こぼと児童館は小手指町にございまして、隣にS L公園がございます児童館でございます。

○小林澄子委員 それで、生活クラブなど定員に対して、30年度は何人ぐらいになりますでしょうか。保留児がいれば。

○森田青少年課長 こぼと児童館につきましては、今2月16日現在の状況でございますが、35人の受け入れを予定しております。

○小林澄子委員 定員が何人で受け入れが35人。定員は何人ですか。

○森田青少年課長 面積で定員を割り出しますと30人でございます。

○小林澄子委員 そうすると、5人が保留ということでもよろしいですか。

○森田青少年課長 35人を受け入れているという状況でございます。

○粕谷不二夫委員 今のこぼと児童館の施設整備事業なんですけれども、この2,022万9,000円、これは空調設備のみの改修ということでもよろしいですか。確認です。

○森田青少年課長 そのとおりでございます。

○小山保育幼稚園課長 申し訳ございません。

先ほど111ページの13委託料、55保育園給食調理業務委託料のところ、小林委員からご質問がありました、市のほうで積算している単価、人件費でございますけれども、まず、責任者につきましては28万円、それから副責任者については24万円、パートが時給950円ということで設計をしているものでございます。

○小林澄子委員 すみません、ありがとうございます。それで責任者の方、副責任者の方たちの年齢はお幾つぐらいに想定されているのでしょうか。

- 小山保育幼稚園課長 責任者は30代半ば、副責任者は20代半ばを想定しております。
- 末吉美帆子委員 117ページの31青少年問題協議会委員報酬なんですけれども、昨年度より予算が減額されていると思うんですけれども、理由を教えてください。
- 森田青少年課長 こちらにつきましては23名の委員がいらっしゃいまして、そのうち17名の方が実際に委員報酬が必要だということをございまして、この実人数で計算をさせていただいております。
- 植竹成年委員 119ページの生活保護事務費1報酬、31就労支援員報酬、こちらの方2人は、きのう自立支援相談員のことでちょっと聞いたんですけれども、この支援員についてはどちらに配置されているものなのでしょうか。
- 荻野生活福祉課長 こちらは、生活福祉課内で勤務していただいております。
- 植竹成年委員 そうすると、まず、この就労につなげる支援ということかと思えますけれども、今年度わかる範囲の中で実際に就労に至った件数はどのぐらいあるのかを伺います。
- 荻野生活福祉課長 今年度1月末現在でございますけれども、就労に至った人数としては62名で、自立で廃止なされた方が15名いらっしゃいます。
- 植竹成年委員 こちらは生活保護を受給されている方が対象となっているのでしょうか。
- 荻野生活福祉課長 そのとおりでございます。
- 小林澄子委員 118ページで、生活保護総務費の関係なんですけれども、一般職級51人になりましたが、これはほとんどケースワーカーの方ということでよろしいでしょうか。
- 荻野生活福祉課長 ケースワーカーが44名で、視察指導員が6名でございます。
- 小林澄子委員 ケースワーカーが44人ということでしたけれども、今ケースワーカーの方が1人当たり持つ件数というのは何件くらいになりますでしょうか。
- 荻野生活福祉課長 1人当たり84世帯を持っております。
- 石本亮三委員 生活保護扶助費の32住宅扶助費のところでは伺いたいんですが、生活保護を受けている方でもサービスつき高齢者住宅に入っている方がいると思うんですけれども、サ高住とかですと、大体家賃が安くても12、3万、でも生活保護だと4万7,500円でしたか、その辺ぐらいだと思うんですが、その差額分というのはここから出ているのかどうか確認させてください。
- 荻野生活福祉課長 生活保護の場合、サービスつき高齢者住宅ですと、普通のアパートと一緒に扱いになりますので、住宅扶助としては4万7,700円までしか出ません。もし、サービスつき高齢者住宅の10万円程度の住宅費があるところであれば、生活保護受給者はそちらには転居できないということになりますので、ご利用できないような形になります。
- 石本亮三委員 そうすると、これ後々介護の方にも確認するんですけれども、実際、介護保険だと10何万とかと設定されているのを、サ高住のオーナーの人とか経営している方が、

その4万7,700円でいいよと言っている形になっているということでもいいんですか。

○荻野生活福祉課長 そのとおりでございまして、契約書等をつけて、こちらのほうは認定しているところでございます。

○荻野泰男委員 災害救助費の関係でお聞きしたいんですけれども、台風21号の関係ということで、事業概要調書は特に根拠法令等は空欄になっているんですが、特に何か要綱とかそういうものはないということによろしいでしょうか。

○小林危機管理課長 特に根拠法令等はございません。

○荻野泰男委員 そうしますと、今回の支援の内容というのはどのように決定されたのでしょうか。

○小林危機管理課長 根拠法令がないことから、生活保護の受給に関する県のマニュアル等を生活福祉課のほうからご教示いただいて、それを参考に必要最低限のもの、被災された住宅から運び出せないようなものを中心に、生活用品については支援をしているところでございます。あとは住宅と駐車場代、そういったところを支援しているところでございます。

○荻野泰男委員 今回のことが今後の前例になるのかもしれないんですけれども、今後もしもこういったことがあるかもしれませんので、何か今後は要綱等の制定など検討とかされているのでしょうか。

○小林危機管理課長 特に要綱等の作成については、検討はしておりませんが、こういった災害の際には災害対策本部が立ち上がりますので、その中で支援の内容等を決定していくことになるかと思えます。

○小林澄子委員 では、関連してなんですけれども、災害救助費なんですけど、これは市道が陥没したということでの、その影響での住宅だとか何とかも借りなければならなかったり、生活支援ということになってくるかと思うんですけれども、これ市道だからということでやはり市の責任だとか何かもあると思うんですけれども、これ意外に賠償というのは考えられているのかどうか、検討されているのかどうかをお伺いいたします。

○小林危機管理課長 先ほどお話しさせていただいたとおり、根拠法令がございませんので、今回の災害に関しては、市道が崩れたこと、また市立の中学校の擁壁が崩れたこともございまして、早急に住宅の手当て、支援をしなくてはいけないというところで動いたところでございます。

補償に関しましては、崩壊の原因が自然災害というふうには今のところは考えてございますので、補償については今のところ検討してはございません。

○小林澄子委員 とりあえずわかりました。

それで、その上なんですけれども、生活保護扶助費の中での31生活扶助費の関係なんですけど、29年度よりは下がっているんですけれども、これはことし10月からの削減計画がありま

すが、それが影響しているという理解でよろしいのでしょうか。

○荻野生活福祉課長 今年度予定されている扶助費の削減を見込んでいるものではございません。昨年10月から年金の受給期間が短縮されましたので、その分の年金の支給分を見込んで生活扶助費を減額したものでございます。

○末吉美帆子委員 生活保護扶助費についてお伺いします。41の進学準備給付金なんですけれども、どのような対象にいつぐらいに給付をし、何人ぐらいを見込んでいるのか教えてください。

○荻野生活福祉課長 生活扶助費の進学準備給付金でございますけれども、これは今の国会にかかっているものでございまして、国のほうから予算措置をするようにということで、準備するよにということの通知がございましたので、一応9世帯を見込みまして、30万円掛ける9世帯程度ということで予算措置したものでございます。

○植竹成年委員 同じく生活扶助費のところ40番就労自立給付金、今年度支給件数がわかれば教えていただけますでしょうか。

○荻野生活福祉課長 30年1月末現在ですけれども、41世帯で273万6,054円を支出しております。

○植竹成年委員 これ前のところで聞いた就労支援員による、先ほど自立に至った件数が62名だったんですけれども、この62名に就労自立給付金というものを支払うものとはまた違うんでしょうか。

○荻野生活福祉課長 就労支援員の自立は15名ということになっております。こちらの就労自立給付金につきましては、就職して自立した方に対してお支払いするものでございますけれども、廃止にする前6カ月分に、働いて生活保護の支給額が減額となったものを仮想積み立てという形で考えておりまして、それを最大30%まで見込んで、単身で10万円が上限で、複数世帯で15万円上限ということで支給するものでございますので、先ほどの就労支援員の15件のうち何件に支給したかはちょっと把握してはございません。

○植竹成年委員 この予算の規模としては29年度の当初予算と同じ額となっているかと思っておりますけれども、この支給する件数、傾向としてはふえている傾向としてあるのでしょうか。

○荻野生活福祉課長 実績といたしましては27年が35世帯、28年が52世帯、それで29年度が先ほど言いましたけれども、1月末で41世帯で大体横ばいになるか少し伸びている程度だと思いますけれども、こちらにつきましては社会保障審議会のほうで検討されていまして、最低給付額の設定が10月より行われる予定のようでございます。

○城下師子委員 歳出予算説明書の109ページの31保育園等運営審議会委員報酬、今回4回開かれるということなんですけど、まず、主な審議内容をお示しいただきたいと思っております。

○小山保育幼稚園課長 保育園等運営審議会につきましては、所沢市保育園及び認可外保育

施設に関する事項について、市長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行うものでございます。

30年度につきましては具体的に諮問する予定の事案は現在のところございませんけれども、過去の開催実績等を踏まえて4回の開催を予算計上させていただいたものでございます。

○城下師子委員 わかりました。あと、保育園の待機児童、多分4月と10月でいつも数字が出ると思うんですけども、29年度の4月と10月の数をお示しいただきたいのと、今回の30年度の入所希望者数と決定数と、いわゆる待機児童の数だけお示しいただきたいと思います。

○小山保育幼稚園課長 29年4月につきましては26人、それから29年10月については183人、30年4月につきましては現在、入園の調整等を行っているところですので、また国のほうから計算の算定の方法などもまだ示されておられませんので、現在のところどのような数字なのかちょっと見込みのほうは立っておりません。

○城下師子委員 それでも2月に入所選定するじゃないですか。そこで入所が決まった人の数とまだ決まっていない人の数を教えていただけますか。

○小山保育幼稚園課長 失礼いたしました。30年4月のお申し込みをいただいた、まず件数でございますけれども、申し込み児童数が1,901人、2月9日金曜日にその内定通知を発送いたしました。その際に内定した児童数が1,372人、入所保留の通知をお出した児童数が529人となっております。なお、この中には転園希望の方ですとか、そういった方も含まれております。それから、この後、現在もあいている施設をご紹介する随時調整というのをしておりますので、この529人の中から入所のほうが内定に至っているお子様もいらっしゃいます。

○大石健一委員 では、こども未来部長にお聞きするんですけども、この地域新電力の予算が上程されて議案が上程されていますけれども、この保育園とかこのこども未来部所管施設の中では、もう既に幾つかの施設をやろうとか、地域新電力に取り組もうとか、もう既にそういった相談は例えばもうされているんですか。

○本田こども未来部長 先ほども幾つかもう既につながっているところもございますし、また指定管理の施設につきましては、これは委託料として一括支払ってはおりますが、委託の際には、環境配慮事項等伝達書、こういったものを協定書にもつけておりますので、それに基づいて取り組んでいただく予定でございます。

○大石健一委員 いや、聞いているのは、地域新電力で今の議案で上程されているのと契約していこうかと、もう既に事前に説明されて打ち合わせをされているんですかということです。

○本田こども未来部長 ご質問の件につきましては、特にございません。

○城下師子委員 予算書の13ページの放課後児童健全育成事業委託料でございますよね。この内訳をちょっと教えていただけますか。

○森田青少年課長　こちらにつきましては、民設民営児童クラブの委託料でございます、31年度から1クラブの増設を予定しておりますので、それに伴うものでございます。

○城下師子委員　その分だけです。

○森田青少年課長　そのとおりでございます。

○城下師子委員　わかりました。ありがとうございます。

○近藤哲男委員長　以上で民生費の質疑を終了いたします。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休　　憩（午後1時52分）

再　　開（午後2時0分）

○近藤哲男委員長　再開いたします。

これより第4款衛生費について審査を行います。

あらかじめ理事者側に申し上げます。

答弁の際は、委員長の指名の後、職氏名を述べてから発言をしていただくようお願いいたします。なお、答弁は簡潔にお願いいたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

それでは、質疑を求めます。

○城下師子委員　123ページの13委託料のコード56保健センター健康管理業務受付等委託料で、これ資料は110ページですね。

まずお尋ねしたいんですが、保健センターにおける業務委託ということでは、これは初めての委託なんでしょうか。確認したいと思います。

○越智健康管理課長　初めてでございます。

○城下師子委員　概要調書の中の対象事業ということで各種検診事業、それから各種予防接種事業、精神保健事業というふうに書いてあるんですが、それぞれ現在、ここに従事している職員数は何人いるんでしょうか。

○越智健康管理課長　平成29年度で予防接種の担当が正職員6名、臨時職員1名、検診のほうは正職員4名、そのほかに専門職が2名、看護師が3名、臨時職員が5名、こころの健康支援室が正職員が3名、専門職が7名、臨時職員が1名です。

○城下師子委員　トータルでいくと何人になりますか。ちょっと全部計算できないんですけども。

○越智健康管理課長　合計で32名でございます。

○城下師子委員　そうしますと、この方たちはどういうふうになるんですか。この業務を委託した場合の後の。

- 越智健康管理課長 委託後につきましては、残る業務を精査して人数は決めてまいりたいと考えておりますが、委託する分の職員については、ほかの部署に異動してもらうなり、あとは臨時職員につきましては委託業者のほうに移りたいという希望があれば希望を聞いてまいりたいと考えております。
- 城下師子委員 保健センターのいわゆる専門業務を委託するということでは、他の自治体とかというのは、事前にそういう調査とか視察はされたんですか。
- 越智健康管理課長 豊島区と足立区の視察に行っていました。
- 城下師子委員 この2つの自治体は、それぞれ保健センター業務の窓口を委託するということですか。
- 越智健康管理課長 そうでございます。ただ、区ですので、保健所業務も持っております。
- 城下師子委員 この委託事業については、何に基づいて委託にしようというふうに判断したんでしょうか。
- 越智健康管理課長 地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドラインの中に、委託可能な業務ということで載っております。
- 城下師子委員 所沢市のですよ。市の計画が多分あると思うんです。
- 越智健康管理課長 定員管理計画に基づいております。
- 城下師子委員 実施スケジュールのところでは、30年度については準備業務ということで、具体的にどのような準備をしていくんですか。
- 越智健康管理課長 準備委託では、委託業務の分析と委託内容の調整、また委託対象となる業務に関する業務フローや業務処理マニュアルの作成、困難事例の対応など質疑応答集の作成、あとオペレーターへの落とし込みについて行う予定でいます。
- 城下師子委員 そうしますと、この予定でいくと31年度に健康管理業務の委託というのが出てきているんですが、そうしますと、いろいろな調査、分析、課題等を出した後に、もしかしたら、その委託の範囲とか内容も変更もあり得るんですか。だってこれから調査したり、分析したり、課題出したりするんですよ。その辺いかがでしょうか。
- 越智健康管理課長 内容はほぼ変わらないとは考えておりますけれども、やる業者さんが困らないようにマニュアルをきちんと作成して実施してまいりたいと考えております。
- 城下師子委員 先に委託ありきという印象が否めないんですけども、順番でいけば事前にその準備をして、調査して、課題整理して、その後にこういった業務委託という形で出てくるのかなというのが、ちょっと私たちはこの間そういう流れで考えているんですけども、それじゃなくて一括で出てきた背景というのは何でしょうか。
- 越智健康管理課長 委託ありきで考えているわけではなくて、当初人員配置のほうの検討をさせていただいたんですけども、少し難しいということで委託のほうに移った経緯がご

ざいます。委託に関しては、業務量調査を行って、委託の可能性調査を行って、それでもやる意味があるということで委託のほうに踏み切っております。

○城下師子委員 先ほど視察した自治体ということで、足立区と豊島区ということで23区なんですけれども、市としては、市では調査しているんですか。前例があるのかどうかも含めて。

○越智健康管理課長 近隣の市では、ちょっと確認ができておりませんが、区のほうで先進的にやっているということで視察に行っていました。

○城下師子委員 そうすると市レベルでは、県内も含めて事例はないという理解でよろしいですか。

○越智健康管理課長 はい。確認したところではないということです。

○桑島健也委員 所沢看護専門学校運営費補助金400万円についてお伺いします。

実績ベースでいいんですけれども、この専門学校を出た方が市内に就労している割合というのがわかればお聞きしたいと思います。

○前田保健医療課長 平成28年度実績で申し上げますと、市内就職者は9名、33.3%でございます。

○桑島健也委員 正直言って、3割ですよ。やはり、これはその就労者に合わせたような補助金にしていくという方向性を検討すべきだと思いますが、そういうことは検討されていますか。

○前田保健医療課長 地域医療の推進を図る上で、看護専門学校の役割は大きいと考えておりまして、安定的で適正な運営を図るために定額補助であるべきと考えております。

○桑島健也委員 では、参考に地域医療ということでお聞きしますが、これ例えば卒業生のうち東京都内に就職したのは何名ですか。

○前田保健医療課長 都内の就職というのが、ちょっとすみません手元に今資料ございませんで、在学者の住所地ということで申し上げさせていただきますと、平成29年度が24名でございます。

○桑島健也委員 24名が都内からですよ。もちろん、やはり実際は病院名でわかるはずなんですけれども、正直東京都内から来て、東京都内の病院に通う人がすごく多いんです。それで、東京都と埼玉県はこの医療資源をめぐって、例えばこども病院が清瀬から、これは明確に当時の石原知事が言っているわけですよ。所沢市の人が2割から3割だから移転しますということでやっているわけですから、少なくとも県内からダイア圏域であれば、まだわかるんですけども、東京都の人のために、なぜ埼玉県の所沢市がその補助金を出さなければいけないのか。そして、東京からしか人が集まらないということで本当にいいのかどうかということで、ちょっと私は疑問を感じるところがあるんですよ。

それについて、安定的な運営というのはいいんですけれども、少しこれは見直す時期に入っていると思うんですけれども、いかがですか。特に都内出身者を制限できないんですか。

○前田保健医療課長　　ちなみに、在学者で申し上げますと、29年度所沢市内と県内他市の学生につきましては50名ということになっております。

なるべく市内に働いていただきたいということで、29年度から医師会のほうも授業料の値下げですとか、寄附型奨学金、また狭山の準看などのところから指定校の推薦枠を設置するなど努力をされているところでございます。

○桑島健也委員　　だから、学費なんかも、やはり東京都の方と埼玉県の方とか、少し分けるとか、そういうのはやっているのかしら。

○前田保健医療課長　　分け方といたしましては、所沢の準看護学校を卒業して専門に入られた方は1万円、それ以外の方には5,000円ということで差はつけているということで伺っております。

○城下師子委員　　関連なんですけれども、ここは準看ですよ。

○前田保健医療課長　　準看と専門学校があります。

○城下師子委員　　2つあるということですね。

○前田保健医療課長　　はい。

○城下師子委員　　例えば准看を卒業して、正看の学校にまた入り直した方もいらっしゃると思うんですが、そういった方たちは何人ぐらいいるんですか。そういう方たちが卒業した後、所沢市の市内の医療機関に就職したとかという、そういったこともきちんと把握はしているんですか。

○前田保健医療課長　　2年間準看護学校に入りまして、その後に所沢の専門に入られているという方は、ちなみに28年度が14名、29年度が17名、来年度は21名ということで伺っております。

○城下師子委員　　都内の準看護学校に行っている方もいらっしゃると思うんですよ。そうした方たちが卒業して、ちゃんと所沢市のほうの医療機関に就職しているかどうかというのは把握していますかという話を聞いたんですけれども。

○前田保健医療課長　　一応、直近の準看護学院の進路の状況で申し上げますと、今回卒業された方が進学先としましては、37名卒業したうち進学が30名で、そのうち所沢が21名、そして都内は3名でございます。

○大石健一委員　　125ページの保健センター施設管理費の11需用費07光熱水費1,653万1,000円についてお聞きしますけれども、これはPPSなど、いわゆる新電力などを活用して、電力費を下げている、そのような努力をされた結果ですか。どのような今契約状況かお示し下さい。

- 越智健康管理課長 26年10月からそのような電力会社をお願いしているところで、管財課のほうに執行委任してやっているものですが、今年度は東京電力エナジーパートナー株式会社さんのほうに契約しております。
- 大石健一委員 どのくらいの費用が削減されているかわかりますか。
- 越智健康管理課長 平成25年度との比較になりますけれども、平成25年度1,580万円程度だったものが、すみません、27年度の電気料でいきますと1,100万円程度になっております。
- 大石健一委員 1,100万。
- 越智健康管理課長 申し訳ございません。1,105万ですね。ただ、天候とかその年の暑さ寒さとかに影響されてくるので、これが丸々削減されているものなのかというのは、ちょっと申し訳ありません。
- 末吉美帆子委員 124ページの負担金、補助金及び交付金の79番のスマートウエルネスコミュニティ協議会会費5万円なんですけれども、この協議会に入っているメリットについて教えてください。
- 前田保健医療課長 スマートウエルネスコミュニティ協議会につきましては、産官学一体となって国民の自立的な健康づくりの促進や継続、意欲の増進に資する新たな社会システムや制度を設計して、いろいろな取り組みを推進する母体となるところでございまして、さまざまな先進的な事例等、分科会が幾つかございまして、そういったところで最新の情報を得ることができるというところで参加しているものでございます。
- 末吉美帆子委員 具体的に言うと、どの課のどなたが出ていらっしゃるという感じなんですか。
- 前田保健医療課長 こちらにつきましては、分科会で申し上げますと、今年度で申し上げますと、まちづくり分科会やインセンティブビジネス分科会等がございまして、あとスポーツレガシー分科会というのもございまして、都市計画課ですとか、健康づくり支援課等の職員が参加をしております。
- 粕谷不二夫委員 歯科診療事業費なんですけれども、備品購入費で721万5,000円のこれは歯科診療用X線撮影装置の購入かと思っておりますけれども、これはリースで準備するというか設置するということは考えていなかったんですか。
- 前田保健医療課長 現在の撮影装置も購入したものでございまして、長く使うということもございまして、リース料のほかに保守点検委託料等別途かかりますので、考慮した結果、購入を選択いたしました。
- 石本亮三委員 131ページ、一番上の71の予防接種接種料助成金なんですけれども、昨年と比べると、約倍になっているんですけれども、これは倍になった要因というのは何なんですか。あと、積算根拠をお示しくください。

○越智健康管理課長 この助成金につきましては、里帰りされて所沢市で接種できなかったお子さんに対して、里帰り先で接種したときの助成金を支給しているものでございます。実は、今年度補正しております、その金額に合わせてさせていただきました。

○石本亮三委員 それでは、地域新電力のところではちょっと伺いますが、説明があったとき、大石議員のほうから商工会議所の専務理事に質問があって、商工会議所の専務理事の方が民業圧迫にならないよという話をされていたんですけども、これは要するに商工会議所さんというのは、余りこの会社ががんがん利益を上げるということに対して、どういうふうな考えを持って今回注視されているのか、おわかりになればお示してください。

○安藤環境政策課主幹 所沢商工会議所におかれましては、今回のこの事業の関係の参画の理由として、市域の事業所のイメージアップ、また事業者の環境に配慮した行動、そういったものが推進されて事業者のメリットが享受されるということであれば、会議所としても大いにこの事業については賛同いただいているということで聞いております。

○石本亮三委員 ですから、何を言いたいかというと、民業圧迫にならないような経営をしていただきたいみたいな旨のお話があったわけです。一般的に民業圧迫というのは、官が民を圧迫する話であって、では、まず確認ですよ。この地域新電力会社は民間会社という認識でよろしいんですね。

○安藤環境政策課主幹 民業になります。

○石本亮三委員 商工会議所さんで確認したいんですが、当然把握されていると思うので聞きますが、商工会議所さんの会員は、多分東京電力の志木支部さん初めいろいろ会員さんがいると思うんです。要するに電力を販売する会社が会員でいるという方を当然会員で抱えていると思うんですが、今所沢商工会議所というのは、この電力を販売している会社さんの会員というのは何名ぐらいいるか市としては把握されているんですか。

○安藤環境政策課主幹 1名と聞いております。

○桑島健也委員 大分議論が尽くされたので、意外と論点はもう少なくなっているんですけども、まず損失補償の話からいきたいと思います。先日のここの説明会のところでは、損失補償については決めていないとあって、その後、議場においては、損失補償は必要ないというようなご見解がまたされたわけでございますけれども、にわかには信じがたいのは、損失補償がないというのは大体どれぐらいまでなんですか。このスタートアップの損失補償は別としても、その後ずっと未来永劫に損失補償しなくていいということになるのかということのをまず1点お聞きしたいと思います。

○安藤環境政策課主幹 現在お示ししています事業計画上については、連携事業者の飯能信用金庫さんのほうから債務保証、担保不要ということで回答をいただいております。

○桑島健也委員 では、ちなみにその回答を文書で提示してもらいたいんです。口頭で幾ら

言われても、口頭で、ああそうですかとここでそれで納得しても、いや、実際そんな話はないんですよということなんですが、そういう文書はないんですか。そういうふうにはちゃんとやりますよ、口頭では、口約束では、ああそうですかとならないんですよ。何らかの明確な文書をいただきたいんですけども、それがないとちょっとね。それはどうなっていますか。

○安藤環境政策課主幹 現在、口頭で回答いただいておりますが、今後契約を締結を予定しております株主間契約の中で、連携事業者のほうの合意を得て、その中に盛り込む形と予定しております。

○桑島健也委員 では、具体的にどういう文言になってくるんですか。未来永劫損失補償は所沢市に求めません、担保は求めません、お金はちゃんと運転資金は流用します、そういうのは本当に飯能信金さんの中の内部の審査通るのかなというのは疑問なんですよ。

株主間契約というもの、我々も見てもいないものを幾ら言われても判断のしようがないんですよ。その株主間契約の素案の文書みたいなものを見せてもらえませんか。そういうのがないのに、普通、これ第三セクターですから、第三セクターの損失というか、すごく相次いだときに、最後はやはり市が損失補償するという形が非常に多いんです。有名な例では、川崎の港湾の損失補償です。

もっと言うと、損失補償の規定がなくても、実は裁判を提起すると、市に支払い義務って発生するんですよ。じゃ、裁判も提起しないと約束してくれますかと。損失補償の条項がなくても、そもそもこういうような51%の出資会社だった場合は、要するに少数株主は市に対して損失補償の裁判を提起して、民事訴訟で要求することができるんですよ。それについてどういう考えですか。

○安藤環境政策課主幹 現在、株主間契約の案文については、各連携事業者と現在検討中でございます。

○桑島健也委員 だから、その辺がわからないままに、私もだから、申し訳ないけれども、去年の3月議会で皆さんにだまされたわけですよ。ブロンコスの方に話をします、ですからお願いしますと言われて、話なんか聞いていないんですよ。どこまで行っても口約束は口約束、明らかな文章がないものに関しては口頭で何を言ったって、その口頭で言った人、後ほど、全然そんなの関係ないわけですから、その株主間契約の文案みたいなものを出してから出資というものはするものなんだと思うんですよ。お金を投資するというのは、そんなに簡単なことじゃないですからね。それについて、ちょっと出してもらえませんか。

○安藤環境政策課主幹 現在、株主間契約の案文につきましては各組織のほうで組織決定の準備を進めておりまして、現在はまだ検討中でございます。

○石本亮三委員 株主間契約のところ伺いたいんですが、要するに今桑島さんがおっしゃっているみたいに、じゃ仮契約みたいな文言を交わしてから我々議会に出してくれば、それ

はこういう文面がありますということなのですが、じゃその株主間契約、まず、いつごろまで終わるんですか。

○安藤環境政策課主幹 株主間契約につきましては、議会のほうのご承認をいただいた後に、会社設立が確定した段階で株主となる事業者が双方で契約するもので、4月に締結する予定でございます。

○石本亮三委員 そうはいつでも、執行部のほうが例えば総合計画とかいろいろな計画になると、素案とか素案というのを我々に出して、事前に配付とかするわけです。はっきり言えば、それで大体内容を調べておいて、皆さんご理解いただきますようにということなのですが、そういう素々案もないんですか。素案とか素々案も。

○安藤環境政策課主幹 今は特に素々案等もございません。

○石本亮三委員 要するに、環境クリーン部担当課としては、あくまでもこの議案が成立したら固めるということであって、うちには、その文面は見ないで賛成してくれというスタンスだということで、これは越阪部部長、よろしいんですか、こういう考え方で。

○越阪部環境クリーン部長 今検討しているところがあるんですけども、連携する事業者、出資する予定の事業者の皆さんとの関係もありますので、まだ出せないという状況でございます。

○石本亮三委員 要するに、今回協定を結んだのはたしか11月ですよ。その際に、市長はじめ商工会議所の方、そしてJ F Eさんの方々と結んだんですが、その際にも、じゃ藤本市長はそういう文言はあくまでも口約束の段階で全部協定を結んだという認識でよろしいんですか。

○安藤環境政策課主幹 11月13日に行いました連携協定式については、再エネ普及ということで連携事業者が協力して地域新電力に基づいて進めるという内容の協定内容でございます。

○桑嶋健也委員 あのね、結局これは第三セクターというか公営企業ですよ。それで、普通、公営企業というのは、なぜじゃそういうような形で市が出資してできるかという、これは独占企業体だからなんです。下水道とか水道とか、民間企業の算入がないから、独占企業体の経営安定性があるからある程度そういう出資ということもできるわけですよ。

ところが、これ申し訳ないけれども、すごい競争にさらされているんです。それで、後で出ると思いますが、自治体施設向けの事業収益、これ計算されていますけれども、ずっとこれ聞いてきたけれども、やはり正直この会社のものが安いという保証はないんですね。F-Powerさんも頑張っている。すごい料率が低い中で、そうすると、この会社に出資しているからといって、この会社から実は公共施設であっても買えるか買えないって不確定。もしこれ住民監査請求を出されたときに、幾ら政策的な要素があるといっても、余りにも格差があるときに、この会社の電気を買うとなると、これ住民監査請求、住民訴訟で勝てない

可能性があるんですよ。すさまじい競争の中で、電力会社の大手ですら今苦戦している中に入っていくと。こういう中で、本当に事業収益、自治体施策向けのこれだけのものを本当に、しかもずっと聞いているけれども、非常にそこまでの意識は正直ないというのが印象ですよ。

それについては、これ達成できなかつたら誰が責任をとってくれるんですか。市長が個人補償してくれるんですか。これが一番まず1つの不安材料なんです。本当に、これただ積み上げただけでしょう。市内の電力需要をどんどん。でも、実際に今PPSも使っていて、相当安くやっているわけですから、そんなに積み上がっていかない。

そして、きのう、駒井部長はしっかり言いましたよ。地方自治法の中ではちゃんと、やはり最少の経費で最大の効果ということでございますから、ある程度もちろん価格差が1円、2円ならまだわかるけれども、すごい価格差のものをやはりこの会社から買うという理屈は、なかなか独占企業でない限りは成り立たない。それについて、本当にこの自治体施設向けですら、この売り上げが立つのかなというのは非常に不安。その辺について、特に自治体向け、強制的に全部やらせるという方策があるのか、それはどういう法的な根拠に基づいてそれをやるのか、あるいは行政計画上でそれが許されるのか、それについてのお答えをお願いします。

○安藤環境政策課主幹　まず、電力の関係につきましては、電源の調達計画などを立てながら、市と地域新電力とで再エネ電源等に関する連携協定、そういったものを踏まえながら、地域新電力との電源の契約をしていきたいというふうに考えております。

○桑島健也委員　だから、地方自治法であるわけでしょう。何条かは条文は忘れたけれども、最少の経費で最大の効果って縛りがあるって、だから独占企業でない以上は、幾ら市が51%出資している会社であったとしても、高ければ買いたくても買えないんですよ。それを無理無理にやったら、本当に住民訴訟を起こされて、それは勝てないですよ。何でこの高いのを買うんですかというふうだね。

ましてや電力は市内の電力は2割から3割でしょう。その辺、どういうふうにこれからお考えなんですか。ある程度この事業計画を達成させるために市内の各事業所がしっかりとこの電力から買うという担保をどういうふうにとって、そして住民訴訟にも耐えられるようなそういうビジネスモデルはどうやってつくられるんですか。そこを明確に答えてもらわなければ、なかなかこれは納得できない。どうですか。

○安藤環境政策課主幹　公共施設のところでしましては、現在契約をしている金額等がございます。地域新電力が設立された際には、そちらの現状の価格も踏まえながら最安値という形になるかどうかはわかりませんが、市場価格等を踏まえながら合理的な価格を設定して進めていきたいというふうに考えております。

○桑島健也委員 あのですね、これは都市問題というところで、エネルギー自治の可能性ということで議論されています。朝日新聞の石井徹編集委員が書いていますけれども、そもそも今回の収益構造の最大の問題点というのは、いわゆる需給調整なんですよ。みやま市でも需給調整を自分たちでやっている。しかもパートの方がやっていて人件費もすごい安いと。ここの部分をJFEに握られている以上は、ここの委託費がすごい高いので、書いてありますよ、これ。やはりそこを最初から自分たちで握るという政策であれば、確かにそれはおっしゃるとおり価格競争できるけれども、一番肝の収益部分を外部に委託するわけじゃないですか。

ですから、もうちょっとそこら辺の事業構造の設計が甘いと思うんですよ。最初から需給調整を自分たちでやるんだと、しかもこれ大体2週間ぐらいの研修でできると書いてあるんですよ。その一番肝の、コアのその需給調整の部分は丸投げして、収益の一番の核の部分はやりませんという計画で、今安藤さんがおっしゃったようなことというのは、なかなか厳しいと思いますよ。本当それ大丈夫ですか。今この場で言って、じゃ始まりました、じゃ赤字出ましたと言って、それはちょっと困っちゃうんですね。ちょっと見通しが甘いと思うんですが、いかがですか。

○安藤環境政策課主幹 需給管理については、今議員おっしゃるとおり、その部分の内製化というのは非常に重要な一つというふうに認識しています。実際に本事業に進むに当たって、その需給管理については、専門的なノウハウ等もございますので、そういったものを取得しながら、業務の内製化については視野には入れております。

○桑島健也委員 遅いんですよ。いいですか。ここに実際にエビデンスとしてあるわけですよ。実際にそんな研修なんて2週間でやると書いてありますよ。だから、最初からこの需給調整は握るという計画にしなければだめだと思うんですよ、私は。みやま市の例を例えにとれば。

ここをしっかりと握ることによって、そもそもの収益構造を把握できる。だから、やりながらじゃなくて、最初から需給調整はこっちでやるというふうな案ならまだわかるけれども、一番肝でコアの部分をブラックボックスにして、JFEの言いなりになっちゃうわけだから、ここはちゃんと最初からやるというふうに計画で何で立てないんですか。2週間と書いてありますよ、これ、研修。やっているのもそんなに難しい人じゃないですよ、これ。横浜市ローカル電気需給調整の研修を受けると、こうありますよ。何でそのやりながらなんていう悠長なことを言っているんですか。最初から需給調整部分はしっかりと握ってやっていくという計画が普通じゃないですか。どうですか。

○安藤環境政策課主幹 まず、本事業を進めるに当たって、一番大きなリスクという部分に関しては、電源の確保というところがございます。皆さんご承知のとおり、市域ではなかなか

か少ない電源の中で、どうやって電源を確保するかということを考えた場合、電源を豊富に持つ連携事業者との連携というところが第一に来ることから、電源を豊富に持つ連携事業者とBG、バランスグループというものを組んで、この事業スキームを計画したところでございます。

○大石健一委員　私は簡単なことから聞いていきますけれども、この事業計画の中で最初、約100公共施設を、今桑島委員からも質問ありましたけれども、契約していくということなんですけれども、この100施設については、ほぼもうリストアップされているような状況なんですか。

○安藤環境政策課主幹　リストアップはしております。

○大石健一委員　それで、ヒアリングの中で、これまで質疑をしてきた部の担当する施設について聞いてきたんですけれども、教育委員会が最大の顧客じゃないかと思うんですけれども、教育委員会の施設は大体その100施設のうちのどのくらいございますか。

○安藤環境政策課主幹　半分以上になるかと思います。

○大石健一委員　それで、これまでも保健センターも随分安くなっていますし、それから、サン・アビだとか、さまざまな施設で個別にP P Sと契約されて削減をされているわけなんですけれども、ヒアリングの段階で教育委員会にお聞きしましたら30%ぐらい安くなっているんじゃないかということなんですよ。

半分以上が東京電力と普通に契約したときに比べて、今の教育委員会の施設が30%ぐらい安くなっているんじゃないかというふうに言っているんですけれども、私は教育委員会にヒアリングで聞いたんですけれどもね。その点を把握されているかということと、それに耐え得る事業計画なのかということをおは確認したいんです。

○安藤環境政策課主幹　25年ごろから、実際に公共施設のほうの契約がP P Sに移行したりして、かなり契約金が下がっていることは把握しております。

○大石健一委員　いや、だから、もう一つ答えていないのは、この事業計画が把握されているのはわかっているんだけど、もう既に上程されているわけですね。教育委員会に関しても、ほかの保健センターに関しても、ミュージアムに関しても、いろいろさまざまな施設で。

その予算より高くなつては当然困るわけですよ。高くなつては困るわけなんですね。もうちょっと説明しますと、子会社を持つと、私も親会社と子会社の社長をやったことあるけれども、子会社をつくと、親会社の最初の子会社をつかった目的からちょっと外れて、子会社を運営していくために、要は工務店をやると、材木屋をつくったときに材木を買わなければいけなくなる。

〔「わかりやすい」と言う人あり〕

○大石健一委員　わかりやすい、ね。そうすると、この材木屋を運営していくためには、親

会社が安定的に買ってあげなければいけないわけですよ。そうすると、子会社とほかの材木店と見積もり合わせなんかしてこなくなるんです。これは普通の企業だところなるんです、民間企業だと。

だから、同じように、今もう既に取り組んでいるわけですよ、保健センターにしても削減をしようと、幾つかの施設が。その中で、競争しているわけですよ。

私がこの質問をしているのは、市長が安易な価格競争には突入しないなんていうことを言っていますけれども、民業なんだから、価格競争するのは当たり前なんです。だから、ここは最安値でなるべくできるように努力をされた計画なのかというのを確認したいと最初から申し上げているんです。

○安藤環境政策課主幹　こちらの事業計画については、平成27年度の実績をもとに、そのときの東電と比較して8%ほどということで事業計画を策定をしております。

実際には、今議員おっしゃられたとおり、平成30年度も含めてかなり電気料金については、それぞれ下がってきておりますので、その予算の範囲をもとに地域新電力会社が設立した際には、その範囲の中でやっていきたいというふうに考えております。

○石本亮三委員　これは委員長にちょっとお願いしたいんですが、今100施設のリストがあるみたいな話なんです、もしその施設のリストがあるならば、ちょっと委員会に提出するように委員長から、まず確認していただきたいと思うんですが。

○近藤哲男委員長　では、100施設の資料を出していただくことはできますか。

○安藤環境政策課主幹　今、ちょっと手元にはないんですが、提出することは可能でございます。

○近藤哲男委員長　では、どのぐらいでできますか。

○安藤環境政策課主幹　ちょっと整理するのに二、三十分いただいても大丈夫でしょうか。

○近藤哲男委員長　はい。お願いします。

○城下師子委員　先ほど桑島委員のほうからも需給調整というところに出ていましたけれども、そのJFEの関係なんです、たしか議場で市長が何か言っていましたよね、ほかの会社も手を挙げていたんですけど、JFEのほうも経営的にも安定していて、電力も豊富に抱えているのでJFEにしたというようなお話しがあったと思うんですけど、この事業をするに当たって、JFEが浮上ってきて、JFEと協議した時期を何年何月というのを教えていただけますか。

○安藤環境政策課主幹　28年10月ごろでございます。

○城下師子委員　何で私これを聞いたかという、JFEは、それこそ東部クリーンセンターのストックマネジメント長期包括という大変多額な契約がこの29年、28年ということいろいろ動きがあったわけですよね。去年既にもう契約ですか、長期包括とストックマネジメ

ントの契約をしていて、ちょっと私も資料をもらったときに、市の試算した額よりも、大分7億とか8億とか多分安くJFEが提示して、それを所沢市はすごく評価しているんですよ。だから、何かこっちでは下げているんだけど、ある意味こっちでの事業が確保できるという見通しがあったからこういうふうに出てきたのかなということで、ちょっと今聞いてみたんですが、28年度10月から、わからないですよ、それはわからないんだけど、28年の10月ごろから協議がスタートしたわけですよ。何回ぐらい協議持ったんですか、これは。

○安藤環境政策課主幹 28年10月ごろから、JFEの子会社であるアーバンエナジー株式会社のほうから電力自由化を機にこういった地域新電力事業に関するお話を複数回、検討しております。

○城下師子委員 今、複数回とお話しがあったんですけども、それはちゃんと何月何日というのは把握はされているんですよ。それを教えていただきたいんですけども。

○安藤環境政策課主幹 28年11月に庁内の関係部署で構成します研究会を発足をさせました。そのときに、今申し上げたアーバンエナジーのほか、そのほか数社から事業の提案がございまして、その中で最も提案内容がよかったというところでアーバンエナジー株式会社と議論を進めてきたところでございます。

○桑島健也委員 関連で聞くんですけども、最初アーバンエナジーさんの出資比率幾らで出してきましたか。提案あったはずですよ。出資比率幾らで出してきましたか。

○安藤環境政策課主幹 そのときには、出資比率の提案というのは全ての会社からございませんでした。

○桑島健也委員 じゃ、出資比率が出たのはいつで、一番最初にアーバンエナジーが出資比率を提案したときには何%で出してきましたか。

○安藤環境政策課主幹 出資比率の話が一番最初にありましたのは、29年の夏ごろですね。そのときには、市が70%、そのほかで30%ということで話がございました。

○桑島健也委員 その市が70%で、それでほかで30%という提案で本当に来たんですか。

○安藤環境政策課主幹 JFEアーバンエナジーからの提案ということではなくて、連携事業者との協議の中でその話が浮上してきたということでございます。

○桑島健也委員 じゃ、逆にお聞きしますけれども、何で51%に下げたんですか。今までの議論と矛盾しますよね。つまり、支配権を確立する、利益をなるべく取りたいから51%にしましたと言っていますよ。それ、矛盾しませんか。70%のほうがもっと利益取れるのに、51%に下げたんじゃないですか。あの言いつぶりだと、多分市の出資率が低いけれども、それを上げたからというニュアンスにしか聞こえませんよ。70から51に下げた。もっと利益が取れなくなるような交渉にしたんですか。市長のこれまでの発言でいえば、なるべく利益を取って、それをほかのところに回したいから51%にした。じゃ、70を死守すべきだったんじ

やないですか。残り30はどのような比率で取ったんですか。文書はありますか。その70、30の。具体的な文書があったら見せてください。

○安藤環境政策課主幹 特に文書はないんですけれども、実際に、当時70、30の議論があったときには、所沢商工会議所や飯能信用金庫などの参画自体が議論されていないときだったので、そのような話で進んでおりました。

○城下師子委員 ちなみに、今のご答弁で29年の夏ごろとおっしゃっていたんですけれども、ちゃんと何月とかというのはありますか。何月何日というのが。7月ですか。

○安藤環境政策課主幹 ちょっと日にちまでは覚えていないんですが、7月ごろでした。

○粕谷不二夫委員 私は、少し予算書に戻るんですけれども、委託料の52再生可能エネルギー電源導入等調査委託料500万円なんですけれども、まず、その500万円のその根拠というんですか、まずそれをお示しいただきたいのと、改めてこの調査で何をするのかということをお聞きします。

○安藤環境政策課主幹 まず、こちらの500万の何をするかということと根拠ということですが、こちらの委託の調査事業に関しましては、これまで市が進めてきた再エネ普及の延長線上ということで、今後市民の方々や事業者の方々が率先して再生可能エネルギーをつくる取り組みを進めるために、例えば営農しながらの農地など、遊休農地などを活用したソーラーシェアリングとか、工場などの屋根を活用して、いわゆる設置費用、初期費用がゼロになるゼロ円システム、そういったものがないかというところの事業展開を図るための調査でございます。

実際に500万の根拠ということですが、そういった対象となる事業者の整理ですとか、あとは電源の移行調査などのアンケート、そういったものに約300万ほど、また現在市内で電源を持っているような方々への電源の獲得の可能性のアンケートそういったものが50万を想定してまして、そのほか勉強会やマッチング会など、また諸経費も含めて100万程度想定をしております。

○粕谷不二夫委員 この調査委託料は、これは仮称ですけれども、株式会社ところざわ未来電力、この運営に対して何かしらその影響というものは出てくるんでしょうか。

○安藤環境政策課主幹 今後電源開発等を行った、その先には、電源などの確保に、この地域新電力が関わっていくことで、市内の再エネ電源を確保していきたいというふうに考えております。

○粕谷不二夫委員 まず、この会社なんですけれども、株式会社ところざわ未来電力を30年度に立ち上げなくてはいけないというんですか、例えば30年度調査をして、31年度にその会社をつくるのか、その辺の準備というんですか、調整というか、その辺の可能性というのはどうなんでしょうか。

○安藤環境政策課主幹　まず、電力の小売り事業と電源開発というのは別のものだというふうに考えております。市域の再エネ電源が少ないことは私どもも承知しております、そこからは引き続きしていかなければならないというふうに思っておりますので、あくまでも小売り事業と電源の創出については並行して行うものというふうに考えております。

○粕谷不二夫委員　改めて聞くんですけれども、この会社を30年度に立ち上げなくてはいけないという、何かその理由、根拠というものはあるんですか。

○安藤環境政策課主幹　市域の地球温暖化の状況を見ますと、電力の使用に関する比率というのがとても多い状況でございます。そういった中、地球温暖化対策を進めるためにも、電力使用に係る排出係数の縮減、削減というのは待ったなしの状態ですので、なるべく早く取り組む必要があるものと考えております。

○亀山恭子委員　今、調査委託料の話が出たんですけれども、これは30年度、今までのまちごとエコタウン所沢構想のそのずっと調査をしてきたその流れの中でということだったんですけれども、31年度は30年度で終結するということなのか、それから、全協でやったときの資料の中に31年度から事業計画を策定して、それからソーラーシェアリングで太陽光ゼロ円システム等の導入を進めていくというようなことのご説明があったんですけれども、流れ的にはそういうことでよろしいのでしょうか。

○安藤環境政策課主幹　2月の説明会のときに提示をさせていただいた資料のとおり、この調査結果をもとに、再エネ電源の創出に向けた計画を策定していきたいというふうに考えています。

また、再エネ電源の創出に関しては、まちごとエコタウン所沢構想でも重点事業というふうに位置づけていますので、それについては引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○亀山恭子委員　この協定を結んだときの基本的な考え方ということで、再生エネルギーを活用して電力利用ということもありますけれども、再生エネルギーの創出ということもあって、先ほどの資料の中に31年度の電源の内訳といいますか、そこを市内で今6%は、やっていくというところで、たしか議場での答弁の中で、J F Eエンジニアリング株式会社の電源調達に関わる割合、依存度を減らしていきたいというような、たしかそういったご答弁があったと思うんですけれども、例えば、目標とする数値だとか、いつごろを目安にとかというところまで考えているのか、お願いいたします。

○安藤環境政策課主幹　再エネ電源の関係に関しましては、31年のときには、市内6%程度ということで資料のほう記述させていただいておりますが、2022年については、東クリのほうの発電量がふえますのでそれが倍近くになるかと思えます。今後については、そちらの数値をできる限り上方というんですか、ふやしていく、そのような形で進めていきたいという

ふうに思っております。

○**亀山恭子委員** そのご説明だと、東クリの話だけになってしまうんですけども、それ以外はどうでしょうか。

○**安藤環境政策課主幹** 失礼しました。メガソーラーやフロートソーラーなども全て含めてということでございます。その後、電源開発の電源についても確保していきたいというふうを考えております。

○**亀山恭子委員** 確保ということで、どんなふうにして確保していくのかを改めてお伺いいたします。

○**安藤環境政策課主幹** 今現在、既に中規模太陽光などをお持ちの皆様への、そちらのほうの確保の依頼ですとか、あとは来年度行う調査の中で数値等を決めていきたいというふうを考えております。

○**桑嶋健也委員** 今、うちの中村議員さんも屋根が全部太陽光です。中村さんのところから買い取ります。これ、再生エネルギーの増設にはなりません。買い取りしたところで、今、もう再生エネルギーで回っているわけだから、それを買い取って何の意味があるんですか、普通それは買い取っても上乘せにはならないんです。本来のこの会社の趣旨から行けば、新增設以外あり得ないんです。今あるものは、ちゃんと東電がFIT制度で高く買い取って、その電気は再生エネとして流れているわけ。それをつけかえたところで、再生エネの、この所沢という物理的エリアでの生産量というのかな、発電量は変わらないわけ、意味ない。

だから、そんなのを数に入れてはだめだ。もし、本当にその会社の目的として、再生エネからの電力をふやすんだったら、増設以外のものを入れちゃだめだ。だから、ごみ発電をやるとか、そういうふうにするならばわかるけれども、今あるものをつけかえたら、今あるものは、ちゃんと系統に流れて再生エネとして流れているわけ、あり得ない、そんなの。それでふやすと言ったって、全然矛盾している、感じないですか、安藤さん。それを除いて、新設しかないんだ、新設しか。おかしくないですか。

○**安藤環境政策課主幹** 市域の量をふやすというのは、今、議員さんおっしゃられたとおり、そのとおりだというふうに考えています。ただし、地域新電力会社が持つ、保有する電源をふやすという意味では、そういった手法もあるものというふうに考えています。

○**桑嶋健也委員** ふやしてどうするのか、何の目的でふやすんですか。それをふやして何だっというのか。だって、再生エネとしてはもう実際に流通していて何も問題がないのを、なぜ、それをつけかえなければいけないんですか。だってそれは、再生エネはちゃんと外から買ってくるんだから、全然理屈として通らないんだけど。それやったところで何になるのか、だって、再生エネで、もうやっているんだから、どういうことですか。

○**安藤環境政策課主幹** 地域の電源を、地域でできる限り供給するという観点からすると、

既存のものについても相対契約をして確保するという事は、一定の意味あるのかなというふうに認識しております。

○桑島健也委員　それだけ、いや、意味ありません。なんで地域のものを、一旦もうちゃんと流れているものを、電気に色はないんです、わかりますか。もし、地産地消で食品ならまだわかります。でも、電気というのは、系統に接続した瞬間に誰のものかなんてわからないから、そんなことこだわるのは意味がないわけ、気分の問題だと思うんです。大事なのは、この地域の中での地域の再生エネルギーの発電量をふやすことが大事であって、それを株式会社につけかえたところで何のメリットもないわけ、何の目的でやっているわけ、これ。それで、自分たちのところに置いたところで収益性が向上するわけでもない。だから、そんな理屈で、はい、株式会社賛成してくれと言われても、論理が破たんしています。

だから、再生エネルギーを使うことは、私も大賛成です。だったら、今も現実に、業者として11社の再生エネルギーを中心とした供給業者があるんだから、そこから買えばいいじゃないですか。そして、別途、この地域内での再生エネルギーをふやす補助金をばんばん出せばいいわけ。そうすれば電気に色はない、トータルとして最後の算術として、再生エネルギーはこれだけ使っていますと、そして、市内で再生エネルギーをこれだけつくっています、それで終わりの話なんですよ、これは。何で、自前でそんなわざわざ再生エネの会社をつかって、色のない電気を、なんかあたかもあるみたいなそんなことをやるのか、ちょっとよくわからないので説明してください。

○安藤環境政策課主幹　まず、この地域新電力会社のほうで、地域に今まで地域外に出ていた電気料金等、そういったものを地域循環させたいというような大きな目的がございます。その中で、市域の再エネ電源もふやすために、一つの手法として調査をしながら、その電源の確保につなげていきたいというふうに考えています。

実際に、今おっしゃられたように、現在あるものに関しては、その量については、もう既にカウントされていますので、その部分については、それがふえるということではないことは十分認識はしておりますけれども、その電源についても地域新電力会社が持つと言いましょうか、保有するという事で、保有する電源については一定の意味があるものというふうに考えております。

○桑島健也委員　もうこれで、とりあえず一旦、私の質問は終わりますけれども、経済の地域内循環で、よしんば、そのことをあえて論理を一旦は受け入れるとしましょう。そうすると、どういうことが必要かという、例えば電気自動車に、自分たちがつくった電気を充電して、その電気自動車とかハイブリットがあることによってガソリンの購入が安くなる、これは確かに地域内循環の復活ではあります。ところが現実は、やっぱり実際は市外、県外のJ F Eが一番もうかる仕組みなんです、誰が一番もうかるんですか。確かにわずかながら地

域内のお金の循環は戻るけれども、それは絶対値としてはあるかもしれないけれども、相対的にJFEが一番お金が入る仕組みじゃないですか。それでリスクだけは最初70%、市って、リスクは市が負え、もうけは俺、こういう仕組みできているわけでしょうか。だから、もう全然その地域内循環というのがよくわからない。

それで、本当にそれだったらちゃんとその資料を見せてください。どれぐらいの電気があって、どれぐらいの今、現実のリーサスは出るわけ。どれぐらいのエネルギー消費をしていて、そのうちの目標値としてどれぐらいが自分たちの自前の電源になるか、それを、じゃ、示してください。普通そういうのを示さなきゃだめだ。あるんですか、それ。リーサスで出るんです、今。地域内のエネルギー消費、最終支出から、実際にこの会社ができることによって、金額ベースでどこまでそれがなるのかというのを教えてください。そんな観念論じゃだめなんです、学校の先生じゃないんだから、実業の世界なんだから。そういう観念とか思いじゃなくて金額で出してください。何年には、この地域循環の、この最終消費支出の幾らが、この会社によって幾ら入りますと出してください。

○安藤環境政策課主幹 今、そのような数字は持ち合わせておりません。実際にお話しがございました地域循環のところ、実際に電気の電源を供給する、確保する原価ということでJFEの電源を使うわけなので、その部分の費用が流出するというのは、その部分はそのとおりでございますが、実際には、将来的にJFEの起用率を下げたり、地域循環の仕組みをつくるのが、まずは第一かなというふうに考えております。

○桑島健也委員 つくることかなということ、今おっしゃいますよね。我々は、そのつくることかなという安藤さんの言葉を信用して投資できないんです。それ、どこに書いてあるんですか。事業計画で見せてほしいんです、どういう仕組みでやるのかとか。やったほうがいいと言っても、現実的に、やりますとか意思とか思いじゃなくて、具体的に今、この部分をこうします、この部分をこうしますというお金ベースで厳密な積み上げの中でやっていかないと、出資額は500万かもしれないけれども、1億からの現金を回してそれが破綻したときには、債務補償、損失補償の1億の損が発生する可能性があるわけです。

ですから、そういったことではなくて、ちゃんともうちょっと現実的な、文語的な国語的な文章を聞きたいわけじゃなくて、データで全部議論をしてほしいということなんです。電気というのは、kWhという、そしてお金という、そういうような現実的なものではなくて、将来のこうなるといいと思いますね、こうしていきたいと思いますというのは、それは無理です、出資は、ということなんですけれども、どうですか、何も見えません、それ。

○近藤哲男委員長 衛生費に対する質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後3時13分)

再 開 (午後3時25分)

○近藤哲男委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を進めます。

100施設のリストについて休憩中に資料の提出がありましたので、追加資料として配付します。また、全議員に配付することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認め、そのようにいたします。

〔資料配付〕

衛生費に対する質疑を続けます。

○石本亮三委員 私は、穏やかな口調で質疑させていただきます。まず、先ほどの粕谷委員の質疑とも関連するんですが、今回は調査費と出資金がセットで出てきたんです。越阪部部長に、まず考え方を伺いたいんですが、通常ですと、どんな工事とかいろいろなものでも、まず調査、そして設計で工事とか、年度を分けて出てくるわけですが、今回は、いきなり調査とセットなんです。越阪部部長の今年度の、29年度部長マニフェストを見ても、マチエコというのは書いてあっても、地域電力というのは一文字たりともないんですけれども、こういうちょっといきなり調査、即、出資金セットという、その考え方に至った経緯というのは、どういう背景があったんですか。通常、調査があつて、そのあと翌年度、出資出します。言っていることわかりますよね。

○越阪部環境クリーン部長 最初に、29年度のマニフェストに入っていなかったということでございますけれども、29年度の当初、まだ、うちのほうとしても、内部での話としてはっきりと確定していなかった部分があったので、それで入れなかったというのが正直なところでございます。

それから、もうこれをやるとなったら、先ほども言いましたように、地産電源も少ない中、取り組んでいくということになると、やはり同じ会社を立ち上げてやっていくのであれば、これはもう思い切って努力をしようということ、同時にやろうというようなことで、そういう意気込みでございます。

○石本亮三委員 例えば、教育委員会だって、エアコンですら調査するわけです。そこで伺いたいのは、僕、単純な質問をします。ここまで拙速して予算出してきているところを見ると、もし、仮に今回の議会で可決、これが承認されなかった場合に、所沢市に損失は発生するんですか。例えば違約金が発生するとか、要するに、商工会議所とかJFEさんなんかと、既に実は約束していましたと、これによって違約金とかが発生するんですか。要するに、市民生活に影響するかどうかをいうのを確認したいんですが。

○安藤環境政策課主幹 現在、そういった形になった場合の違約金が発生するという事は考えておりません。

- 石本亮三委員　それ以外は、それ以外の損失とかはないのか。
- 安藤環境政策課主幹　それ以外の損失のところに関しましては、先ほど申し上げたとおり、地球温暖化対策を進めなければいけないという観点からすると、排出係数の少ない電源の供給というのが遅くなるという。
- 石本亮三委員　じゃ、仮に、この議会でこの部分だけ認められなくて、6月とかいつになるかわかりませんが、なっても、先方から後から、それこそ文句とかか約束が違うんじゃないとか、そういうふうなことで一切クレームは出ないという認識でいいんですか、そういうのも、口約束でされているのかどうかも確認したいんですが。
- 安藤環境政策課主幹　現在、そのような事態になった場合の責任論については、連携事業者のほうに確認をしておりますので状況についてはちょっとわかりません。
- 石本亮三委員　そうすると、関連で、ひよっとするとそういうものが発生するかもしれないということですか。
- 安藤環境政策課主幹　それについても、現状ではわかりません。
- 石本亮三委員　ちょっと話題変えて、議場での部長のご答弁が、ひよっとしたら答弁勘違いして間違っていたのかどうか確認したいんですが、湖南市の、ちょっとどなたか忘れましてけれども、質疑及び一般質問で、民間人が経営をしたほうがいいんじゃないかという趣旨の質疑をされたときに、湖南市の事例を出されたんです。最初に民間の方が会社社長をやっていたときは、36.67%が市の出資だったけれども、業績が伸びたから副市長にかわって50.86%になったと伺ったんですが、これ逆じゃないですか。副市長が経営していたら伸びたから、市の出資をふやしたということじゃ、言い間違えじゃなかったんですか。
- 越後部環境クリーン部長　その議案質疑につきましては、大館議員のときにお答え申し上げたところをごさいますて、そこでの答えを申し上げますと、ここで先行する地域新電力会社の出資割合が増資したという事例をご紹介しますと、滋賀県湖南市が出資し、平成28年5月に設立したこなんウルトラパワー株式会社におきましては、会社設立後1年が経過し、市の主導で顧客の獲得や省エネルギー化などの促進など、新たな事業展開を図る観点から、出資割合を36.67%から50.86%に引き上げたほか、代表者を民間の方から副市長に変更し市の関与を強めつつ、地域新電力会社の発展に努めている事例もあるところをごさいます、というふうに答弁しております。
- 石本亮三委員　ということは、これは民間の方がやったら成績がよかったけれども、副市長になったらその後の成績はどうなったんですか、業績とか。要するに、まだ、わかっていないということですか。要するに、これだって、民間の方だったから業績を伸ばしたということかを言いたかったということで、なるという認識でよろしいですね。
- 安藤環境政策課主幹　副市長に変更してからの業績は出ておりませんのでわかりませんが、

ここで申し上げたかったことは、民間の方が代表していたのを、市の出資割合を引き上げて市の関与を高めて事業展開をしている事例があるということをお伝えしたかったところでございます。

○城下師子委員　ちょっと私、資料のほうから、78%ですか、県内、それから市外から、再エネ、県内のバイオマス、埼玉県内の清掃工場と関東県内の清掃工場から引いてくるということなんですが、じゃ、今の段階でJFEは、この電力をどこに幾らで売っているんでしょうか。その辺は把握していますよね、単価を教えてください。

○安藤環境政策課主幹　現在、JFEが保有している電源がどこに売られているか、幾らで売られているかということは把握しておりません。

○亀山恭子委員　28年11月に、庁内関係部署で構成する研究会が新電力の会社の設立について、基本方針として、再生可能エネルギーの比率を約50%以上にするということ、それから、二酸化炭素の排出係数を約20%以上削減することを目指してというような話がありましたけれども、例えば、約20%以上削減できるというところについては、何年を目標にしてやっているのか。これは二酸化炭素の排出を削減していくということでは、市としてもさまざまな事業をして、そして市民にも協力を得て、温暖化対策の一環としてやっていると思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○安藤環境政策課主幹　この排出係数については、もう事業計画の中で、その係数に基づいてこの事業計画を作成しております。

○亀山恭子委員　目標とする、大体何年ごろとかということまで考えているのでしょうか。

○大館環境政策課長　説明書の資料の中で、再生可能エネルギーの優先的な調達ということで、CO₂排出係数については、約0.360kgCO₂/kWhということでお示ししておりますので、今の東電のほうの排出係数がおおよそ0.5ということになっていきますので、2割以上削減ができるということで、この電源調達自体は平成31年度の調達を示しておりますので、現在の計画でも、この2割以上が達成できるといったところでございます。

○亀山恭子委員　そうすると、今回協定書の締結をしたと思うんですけども、その基本的な合意といいますか、3点あったように思うんですけども、それについてお伺いいたします。

○大館環境政策課長　1つ目が、先ほどおっしゃられたとおり、再エネの利用促進といった内容でございます。もう一つが、再エネの電源の創出といった内容が2つ目に掲げさせていただいた目標でございますので、3つ目が、地域経済の活性化、地域の課題を、この事業の中で解決ができればといった内容を掲げさせていただいております。

○亀山恭子委員　今までの質疑の中で、公共施設では東電もありますけれども、PPSだとか、あるいはF-Powerだとかいうものを利用してやっています。もちろん、市民の方

もそういったものを利用して、あるいは太陽光発電をそちらのほうにというようなこともあるかもしれないんですけども、例えば、地域経済を活性化させていくという上では、たしか議場の中で、その電気代等も市外に流出することなく、市内でうまく循環をさせていきたいというようなことが、たしかあったと思うんですが。

○大館環境政策課長　ご指摘のとおりでございます、この事業を実施することによりまして、利益はかなり少ないわけですが、若干の利益が5年間の中で生じると。この利益を持って、再エネ電源の創出等の再投資に回す、もしくは地域のサービス、市民サービスの一環として幾つか考えられる事例がありますので、これらのことを検討していきたい旨、ご答弁させていただいたところでございます。

○城下師子委員　先ほどの質疑の回答で、J F Eの現状の販売単価については、把握していないと答えられているんですけども、私は、やっぱり把握すべきだというふうに思うんです。何で把握されないんですか。

○小高マチごとエコタウン企画担当参事　ご質問の件なんですけれども、一般적으로お答えすれば、例えば、そのJ F E会社が幾ら幾らで、A会社、B会社、C会社に電力を販売している、そういった情報は、それぞれの法人の経営に機微に関わる情報でございますので、こちらが教えてくださいというふうにリクエストしても、答えていただけるものではないですし、仮に開示請求のような、きちんと法的に基づいた請求をしたとしても、情報としては黒塗りをされて出てくる情報でございます。

○城下師子委員　だとするならば、例えば、平均とかそういうことだって可能なわけじゃないですか、そういうこともどうしてやらなかったんですか。それでいて、仕入れがこれだけの数の電力を仕入れるわけですよ、その辺のところはどうなんですか。

○安藤環境政策課主幹　先ほどのご質問の中で、現在の売り先の単価がというお話だったので、それは把握しておりませんということで申し上げました。事業計画上の原価が幾らというところは、もちろん積み上げた上で計画を出していますので。

○桑嶋健也委員　はっきり答えてほしいんですけども、じゃ、多分、J F Eさんが今、例えば東電の系統に流しているとします、F I T使って、これ、F I Tの対象だから。それで、その価格と、ここの株式会社に卸す価格というのは、こっちのほうの方が安く卸してくれるんですか。それとも、東電のF I T並みの価格で卸してくるんですか、これ、どうなっているんですか。

いいですか、もし、私がJ F Eの株主で、社会的な市場価格よりもこの株式会社に安く売っていることがわかったら、株主代表訴訟の対象になるから安くは売れないはずなんです。なぜ、正当な理由なく、株式会社が安い価格で卸すということが株式会社として成り立つのか、株主代表訴訟に耐えられるのか、これをぜひ教えてほしいです。丁寧に言います。だか

ら、要するに安く卸さないはずなんです。安く卸す構図に資本主義のシステムはなっていない、株式会社のシステムは。だって、損失ですから、損失を生んでまで、なぜ安く売るのがかなというところ。そこは、この判断するときの非常に重要な材料になるので、ちょっと教えていただけますか、丁寧に、こういう感じでいいですか。

○小高マチごとエコタウン企画担当参事　ご質問の件でございますが、具体的に将来、そういった事情が発生して、そのときにきちんとお答えが出てくるものとは思いますが、JFEエンジニアリングが、ところざわ未来電力に出資を行うということになりますので、そういった面できちんとその新電力会社が、きちんとした適切な経営をできるような配慮をJFE側が行うということは、考えられる対応かなというふうに思っております。

○桑島健也委員　ここで、役所の人に聞いてもだめなので、JFEエンジニアリングに、こういったことに対して確認のために、参考人招致を要求したいと思えます。

○末吉美帆子委員　休憩をして、協議会を開いたらいかがでしょうか。

○近藤哲男委員長　衛生費に対する質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休　　憩（午後3時45分）

再　　開（午後5時1分）

○近藤哲男委員長　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き審査を進めます。

先ほど桑島委員から、参考人招致したい旨の申し入れがありましたので、ここでお諮りいたします。

議案第13号の再生可能エネルギー普及推進事業について、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として、19日または20日に、アーバンエナジー株式会社の代表者及び飯能信用金庫の代表者の出席を求め、意見を伺うことについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、そのように決定しました。

第4款衛生費の質疑の途中ですが、本日の審査はここまでとし、来る16日午前9時より予算特別委員会を開き、引き続き議案第13号の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間大変お疲れさまでした。

散　　会（午後5時2分）